第７次御殿場市障害者計画（案）

目　　次

第１章　計画策定にあたって 1

１．計画策定の背景 1
２．計画の位置づけ 2
３．SDGs との関連 3
４．計画期間 4
５．計画の対象者 4
６．計画の策定経過等 5

第２章　障害のある人を取り巻く現状 6

１．統計からみた障害のある人を取り巻く現状 6
２．アンケート調査結果からみた障害のある人を取り巻く現状 15
３．ヒアリング調査からみた障害のある人を取り巻く現状 24
４．本市の課題・方向性 28

第３章　計画の基本的な考え方 29

１．基本理念 29
２．基本方針と目標 29
３．体系図 32

第４章　施策の展開 34

基本目標Ⅰ　理解と交流と社会参加の促進 34
基本目標Ⅱ　健康の維持・増進 40
基本目標Ⅲ　教育・療育の充実 44
基本目標Ⅳ　相談体制・障害福祉サービスの充実 47
基本目標Ⅴ　就労支援と生活の安定 54
基本目標Ⅵ　快適で安心できるまちづくり 58

第５章　計画の推進 63

１．計画の推進体制 63
２．計画の進行管理 63

資料編 65

１．用語解説 65
２．障害者マーク一覧 72
３．計画策定の経過 77
４．御殿場市障害者計画推進懇話会要綱 79
５．令和８年度御殿場市障害者計画推進懇話会構成員名簿 81
６．御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会設置規程 82

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の背景

近年、我が国では少子高齢化や人口減少の進行、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化等により、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、障害のある人をはじめ、高齢者や子ども、外国人等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、自らの希望に応じて社会参加できる地域共生社会の実現が求められています。

一方で、障害のある人を取り巻く環境も大きく変化しています。医療技術の進歩や福祉サービスの充実により、地域で暮らす障害のある人が増加している一方、障害の重度化・重複化や障害のある人の高齢化、医療的ケア児への支援、発達障害や精神障害、高次脳機能障害等への理解促進、「親なき後」を見据えた生活支援、防災・減災への対応等、新たな課題も顕在化しています。また、デジタル化の進展や感染症の拡大等、社会環境の変化に対応した支援体制の構築も重要となっています。

こうした状況を踏まえ、国では障害者基本法を基本として、障害者総合支援法や児童福祉法の改正、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、高次脳機能障害者支援法の制定等、障害福祉施策の充実を図ってきました。また、令和５年３月には「第５次障害者基本計画」が策定され、「共生社会の実現に向けた持続可能な取組の推進」を基本的な考え方として掲げ、障害のある人の自己決定の尊重、意思決定支援、情報アクセシビリティの向上、インクルーシブ教育や障害者雇用の推進、防災・防犯対策の充実等、幅広い分野にわたる施策を総合的に推進しています。

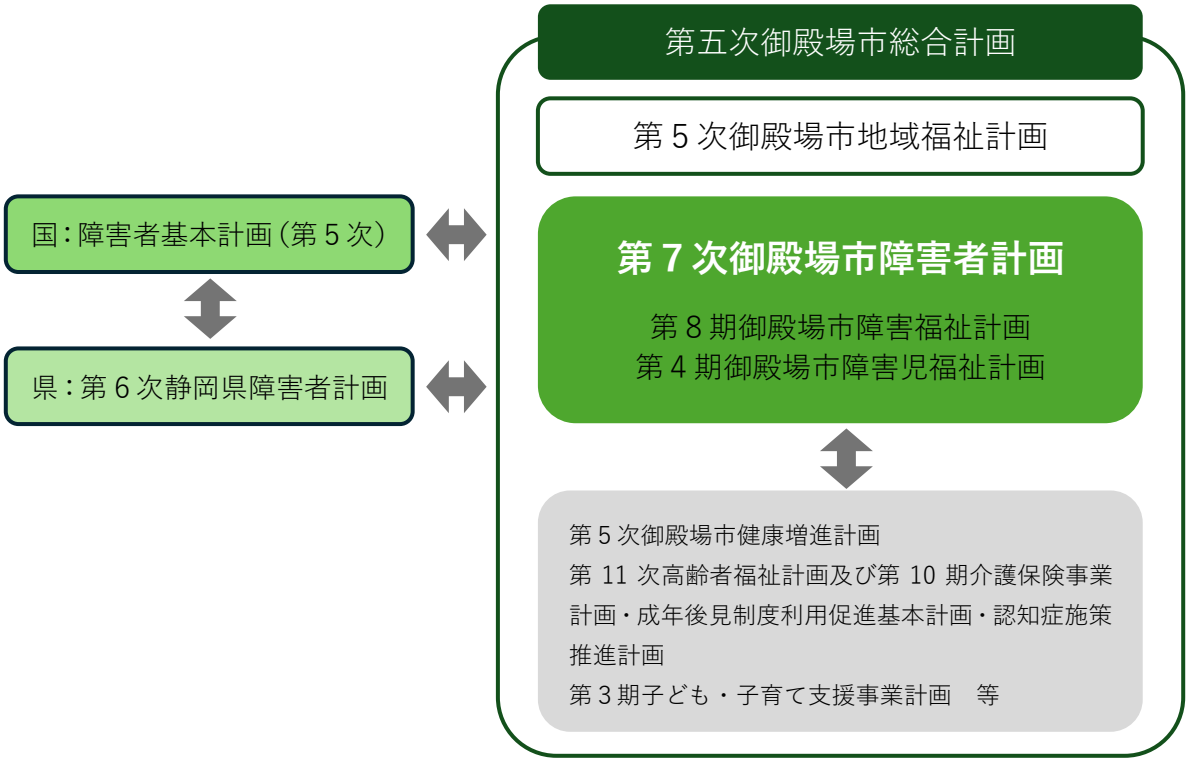
静岡県においても、国の動向を踏まえ、「静岡県障害者計画」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指した取組を推進しています。県では、障害福祉サービスの充実や地域生活への移行支援、障害者雇用の促進、医療的ケア児への支援、地域共生社会づくりを進めるとともに、「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念や、一人ひとりの幸福や生きがいを重視するウェルビーイングの考え方も踏まえながら、多様な主体が連携した地域づくりを推進しています。

本市においても、これらの社会情勢や国・県の動向を踏まえ、障害のある人一人ひとりの意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すとともに、地域住民、関係団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら支え合う地域共生社会の実現に向け、本計画を策定します。

２．計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第３項によって策定が求められている市町村障害者計画です。本市の障害のある方に対する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

また、本計画は、本市の上位計画である「第五次御殿場市総合計画」や福祉分野の上位計画である「第５次御殿場市地域福祉計画」、さらには「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」等の保健・医療・福祉分野の各計画や、教育やまちづくり、人権、防災等のその他の関連計画との整合を図り策定しました。



３．SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goalsとは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的目標）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本市においても「御殿場市SDGs推進宣言」を行う等、早い段階から取組を進めており、本計画においても10の目標について関連付けて、計画の推進に取り組んでいきます。

本計画と関連するSDGsの目標



目標１　貧困をなくそう



目標２　飢餓をゼロに



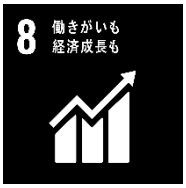
目標３　すべての人に健康と福祉を



目標４　質の高い教育をみんなに



目標５　ジェンダー平等を実現しよう



目標８　働きがいも経済成長も



目標10　人や国の不平等をなくそう



目標11　住み続けられるまちづくりを



目標16　平和と公正をすべての人に



目標17　パートナーシップで目標を達成しよう

４．計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和14年度までの６年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国や県の動向等により計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直し、常に有効な計画であるよう努めます。



５．計画の対象者

（１）障害者の定義

本計画における「障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病障害者、心身の機能の障害および社会的障壁により長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者を言います（以下、本計画において「障害のある人」と総称します）。

（２）計画の対象範囲

本計画に基づいて推進する各種施策の主な対象者は、（１）で定義した障害のある人です。

また、本計画を推進するためには、すべての市民の理解と協力が不可欠であることから、障害のある人をはじめとするすべての市民を対象とします。

６．計画の策定経過等

（１）御殿場市障害者福祉に関するアンケートの実施

障害のある人の日常生活の状況、障害福祉施策に関する意見の把握等を目的にアンケート調査を実施しました。

（２）障害福祉事業所等へのヒアリング調査の実施

今後の障害者施策の方向性を検討するための参考とすることを目的に、障害のある人にサービスを提供する側の課題や問題点、今後の事業展開の予定等について、障害福祉事業所等にヒアリング調査を実施しました。

（３）御殿場市障害者計画推進懇話会での検討

障害者団体、福祉・医療関係者、関係行政機関で構成する「御殿場市障害者計画推進懇話会」を設置し、検討しました。

（４）御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会での検討

計画策定にあたって、全庁的に円滑かつ計画的に推進するため「御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会」を設置し、検討しました。

（５）パブリックコメントの実施

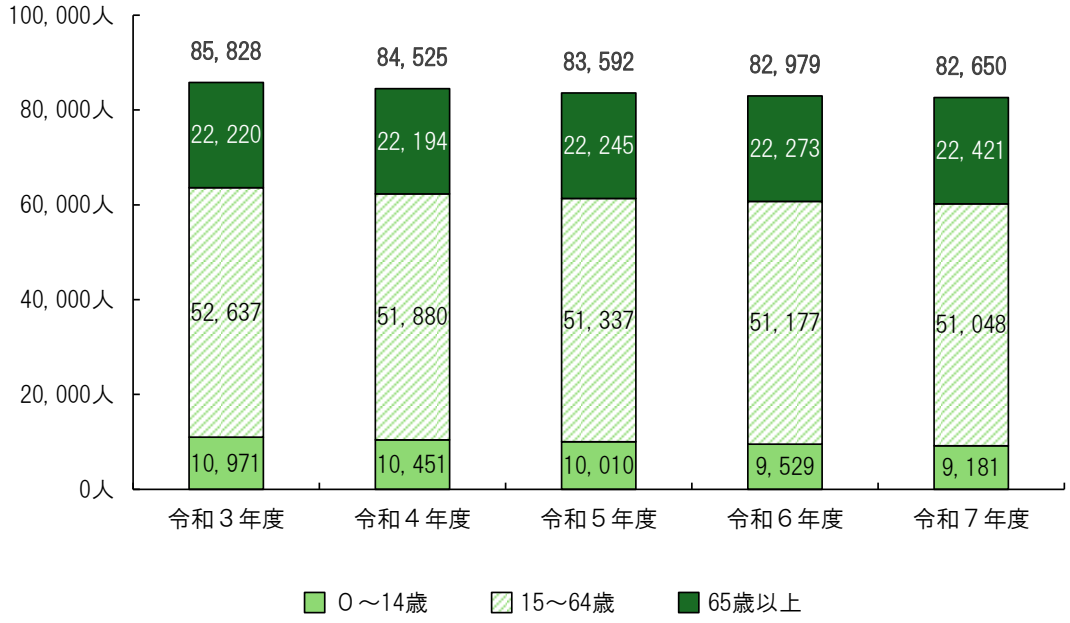
令和８年11月26日から12月10日まで、本計画の案を公表し、計画内容等について市民からの意見を広く募りました。

第２章　障害のある人を取り巻く現状

１．統計からみた障害のある人を取り巻く現状

（１）人口に関する状況

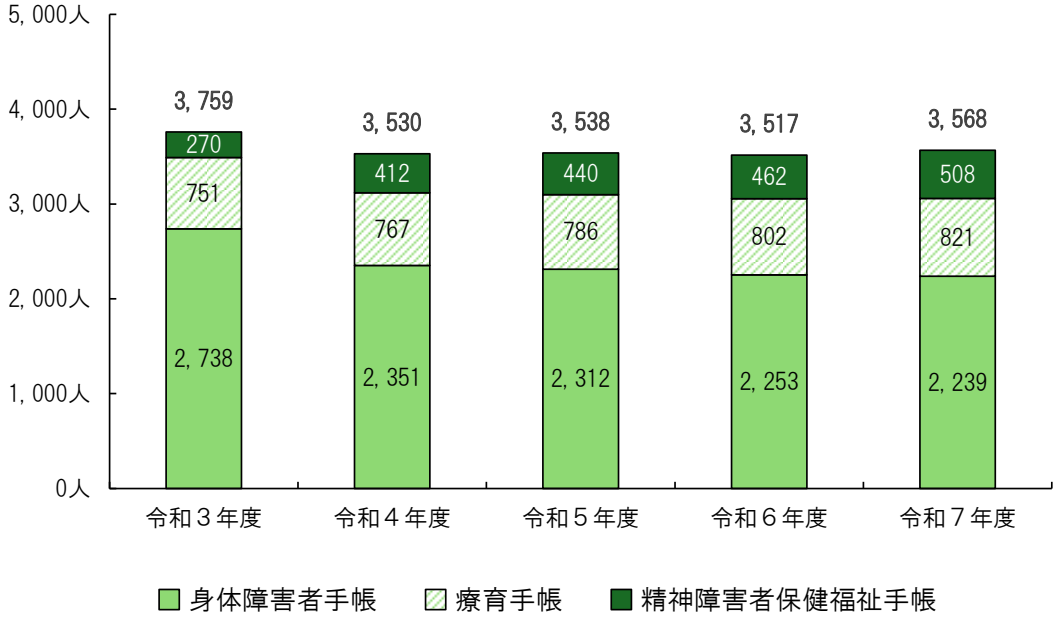
本市の年齢３区分別人口の推移をみると、年少人口である０～14歳および生産年齢人口である15～64歳の割合が減少し、65歳以上である高齢人口の割合が増加傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年度末現在）

（２）障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和４年度以降は3,500人台で推移しています。手帳の種類別にみると、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

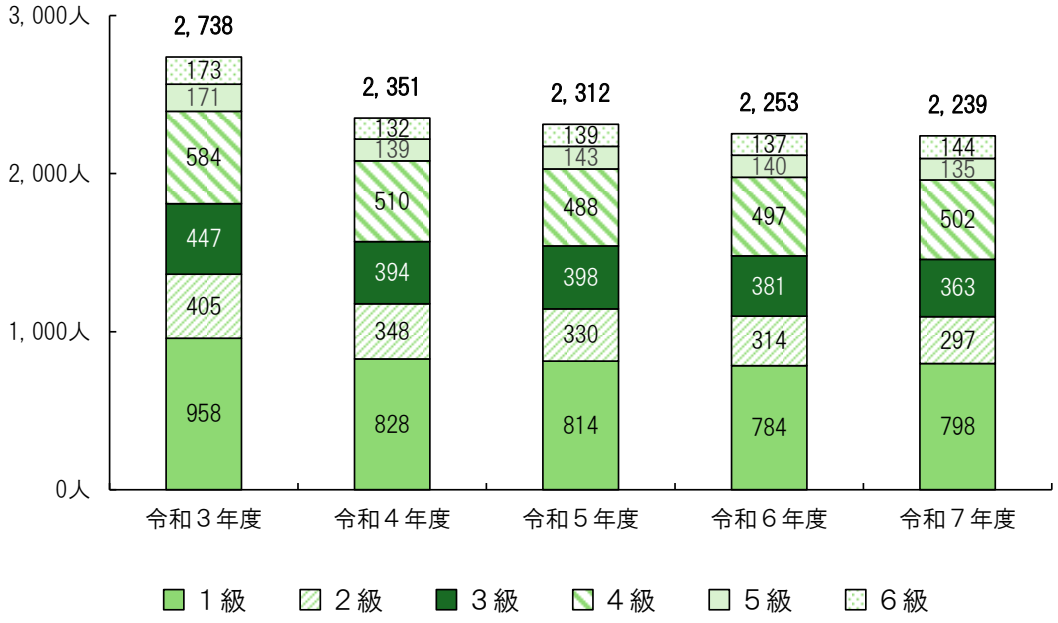


出典：社会福祉課（各年度末現在）

（３）身体障害のある人の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

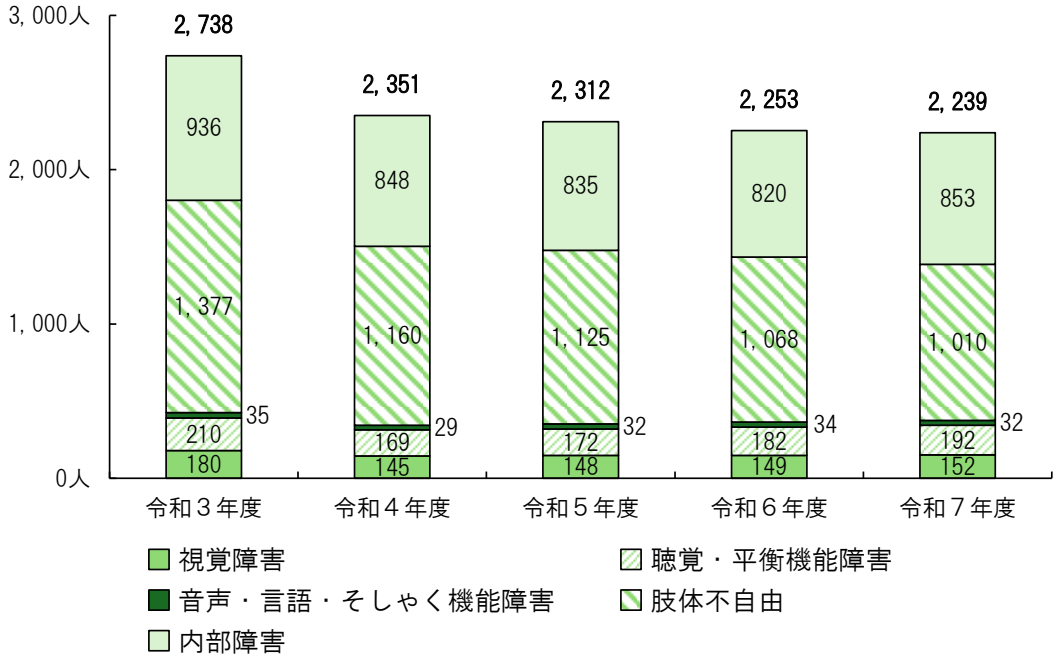
身体障害者手帳所持者数の推移を等級別でみると、令和７年度で１級の手帳所持者が798人と最も多く、ついで４級の手帳所持者数が502人となっています。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

②身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

身体障害者手帳所持者数の推移を障害種別でみると、肢体不自由が最も多く、令和７年度では1,010人となっており、令和３年度と比較すると367人減少しています。また、２番目に多い内部障害は、令和７年度では853人となっており、令和３年度と比較すると83人減少しています。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

③身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別・等級別）

身体障害者手帳所持者数の推移を障害種別・等級別でみると、肢体不自由では４級で255人と最も多く、内部障害では１級で544人と最も多くなっています。

（人）

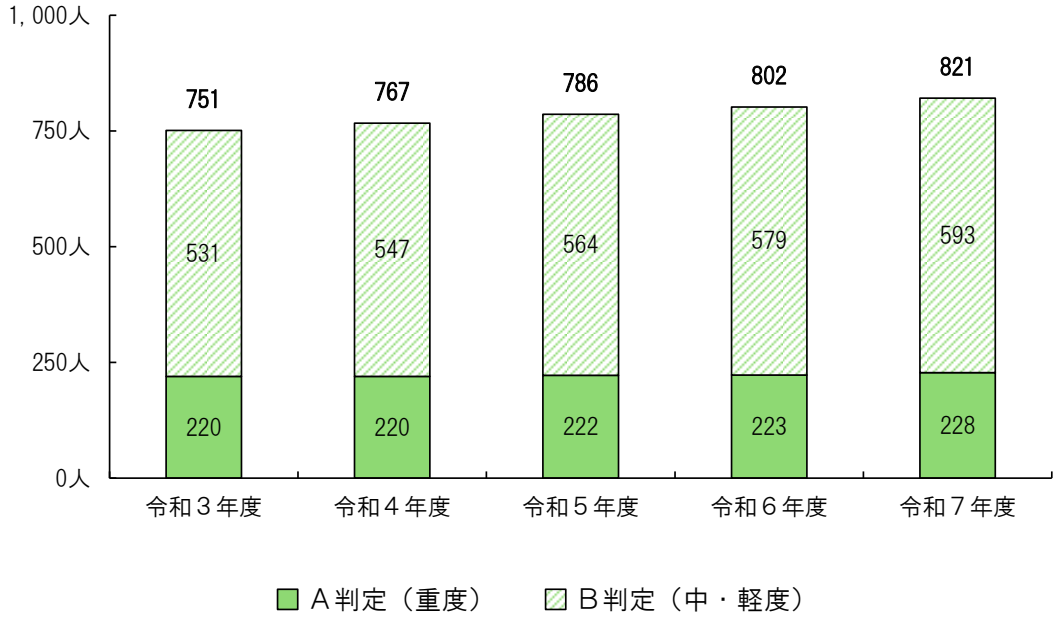
区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
１級	44	7	0	203	544	798
２級	49	37	0	201	10	297
３級	3	18	22	179	141	363
４級	14	65	10	255	158	502
５級	34	0		101		135
６級	8	65		71		144
合計	152	192	32	1,010	853	2,239

出典：社会福祉課（令和７年度末現在）

（４）知的障害のある人の状況

①療育手帳所持者数の推移（程度別）

療育手帳所持者数の推移を程度別でみると、増加傾向で推移しており、令和７年度ではＡ判定（重度）が228人、Ｂ判定（中・軽度）が593人となっています。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

②療育手帳所持者数の推移（年齢別・程度別）

療育手帳所持者数の推移を年齢別・程度別でみると、A判定（重度）では18歳未満は横ばいですが、18歳以上では増加傾向にあります。また、Ｂ判定（中・軽度）では18歳未満・18歳以上ともに増加傾向にあります。

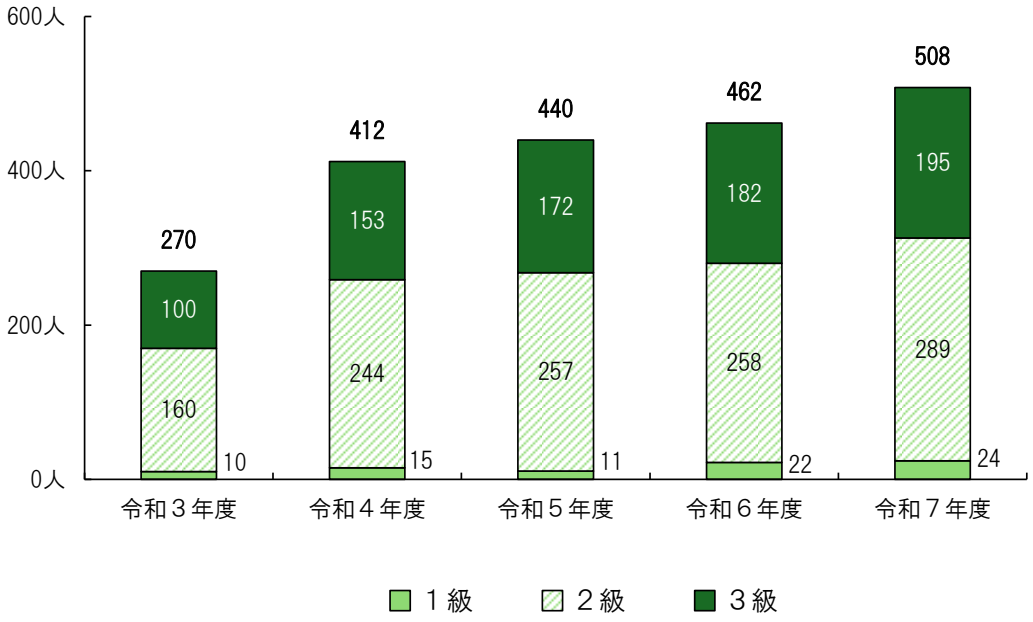
（人）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
A	18歳未満	45	43	41	41	44
	18歳以上	175	177	181	182	184
	小計	220	220	222	223	228
B	18歳未満	179	184	192	189	195
	18歳以上	352	363	372	390	398
	小計	531	547	564	579	593
合計	18歳未満	224	227	233	230	239
	18歳以上	527	540	553	572	582
	合計	751	767	786	802	821

出典：社会福祉課（各年度末現在）

（５）精神障害のある人の状況

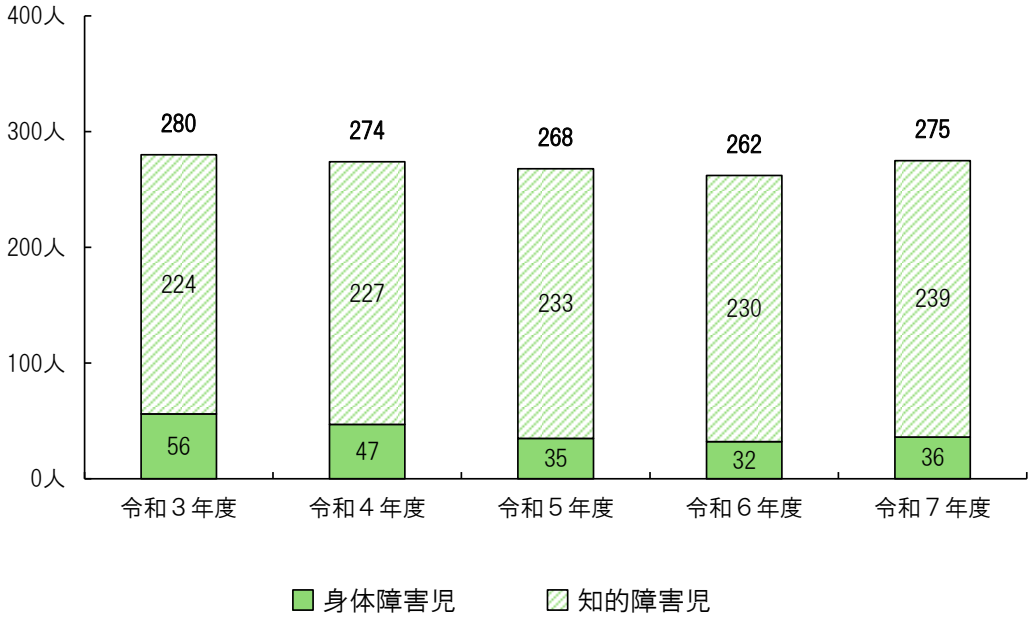
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別でみると、令和３年度以降はどの等級においても増加傾向にあります。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

（６）障害児の状況

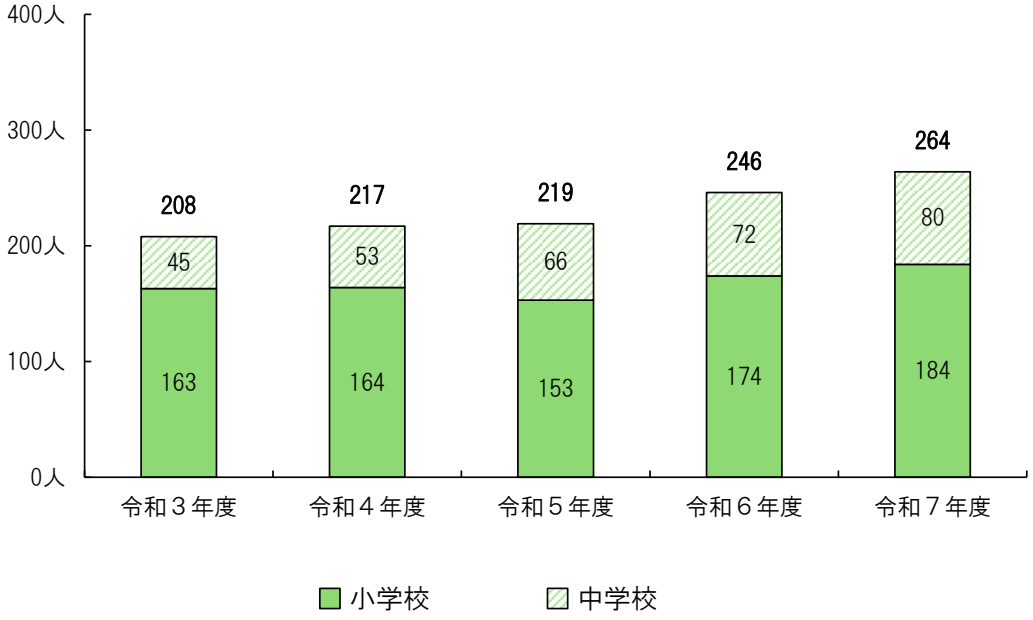
障害児数の推移をみると、身体障害児は増減を繰り返しながら減少傾向にあります。また、知的障害児は微増傾向で推移しています。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

（７）特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

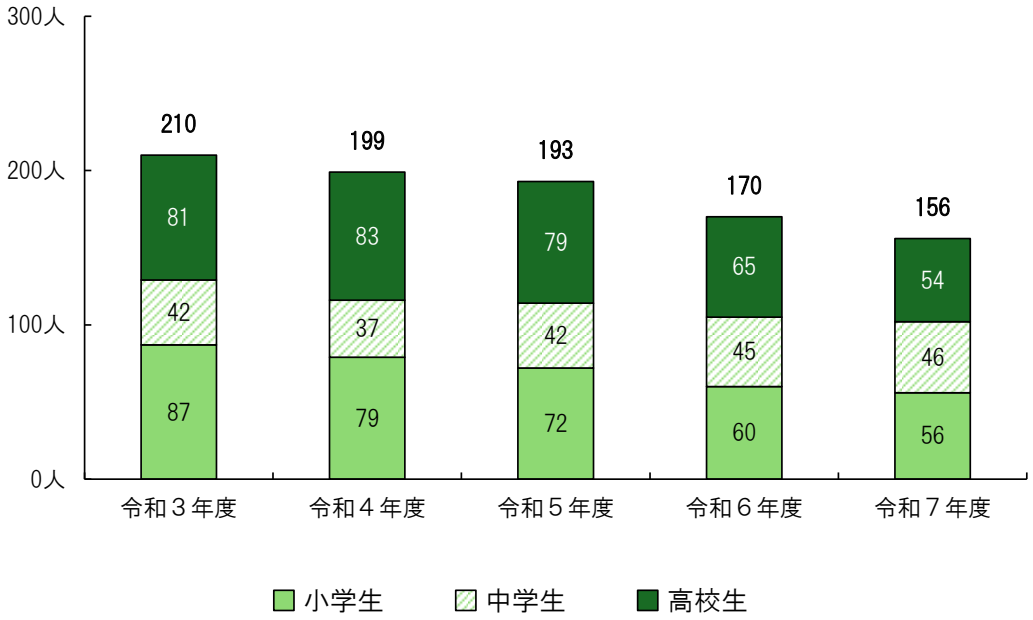
特別支援学級在籍児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校ともに増加傾向にあり、令和７年度では小学校で184人、中学校では80人が特別支援学級に在籍しています。



出典：御殿場の教育（各年度４月１日現在）

（８）特別支援学校在籍者数の状況

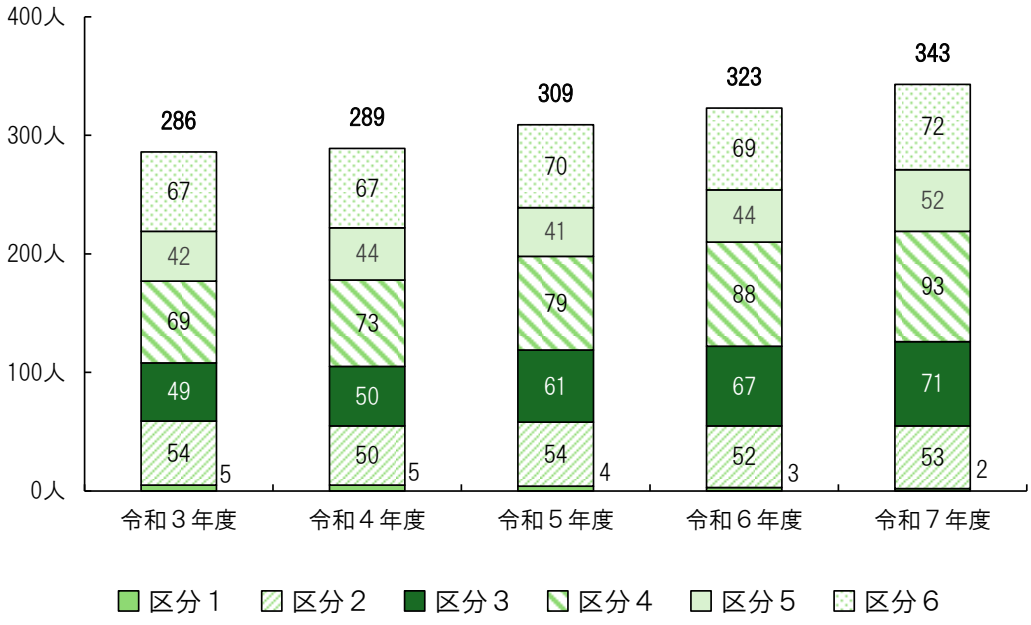
特別支援学校在籍者数の推移をみると、小学生・高校生では減少傾向での推移、中学生では横ばいでの推移が見られます。



出典：学校基本調査（各年度５月１日現在）

（９）障害支援区分認定者数の状況

障害支援区分認定者数の推移を等級別でみると、増加傾向にあり、令和７年度では343人となっています。区分４で93人と最も多く、ついで区分６で72人となっています。

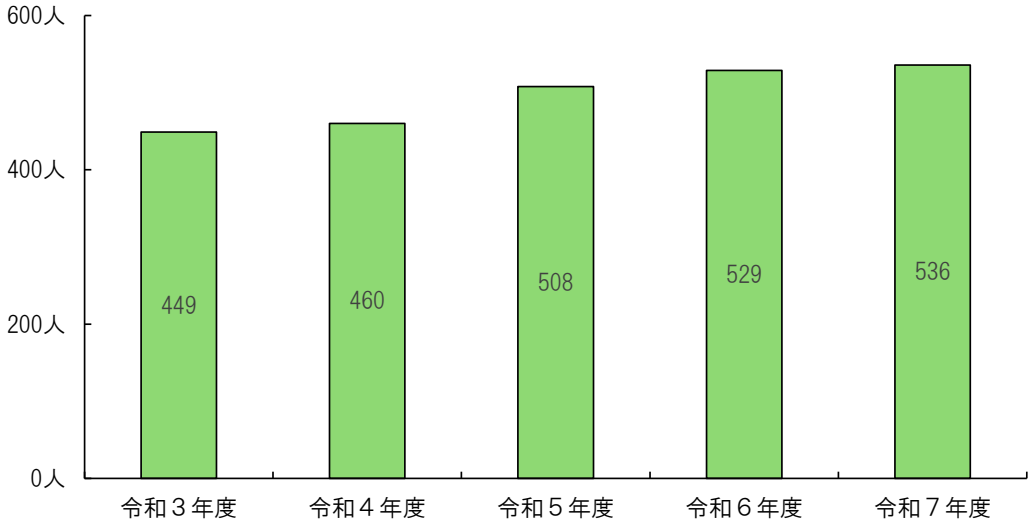


出典：社会福祉課（各年度４月１日現在）

（10）難病者の状況

①難病医療費等助成受給者数の推移

難病医療費等助成受給者数の推移をみると、令和５年度には500人を超え、令和７年度では536人となっています。



資料：静岡県御殿場健康福祉センター

②難病患者の状況

本市における難病患者数は下表のとおりとなっています。

（人）

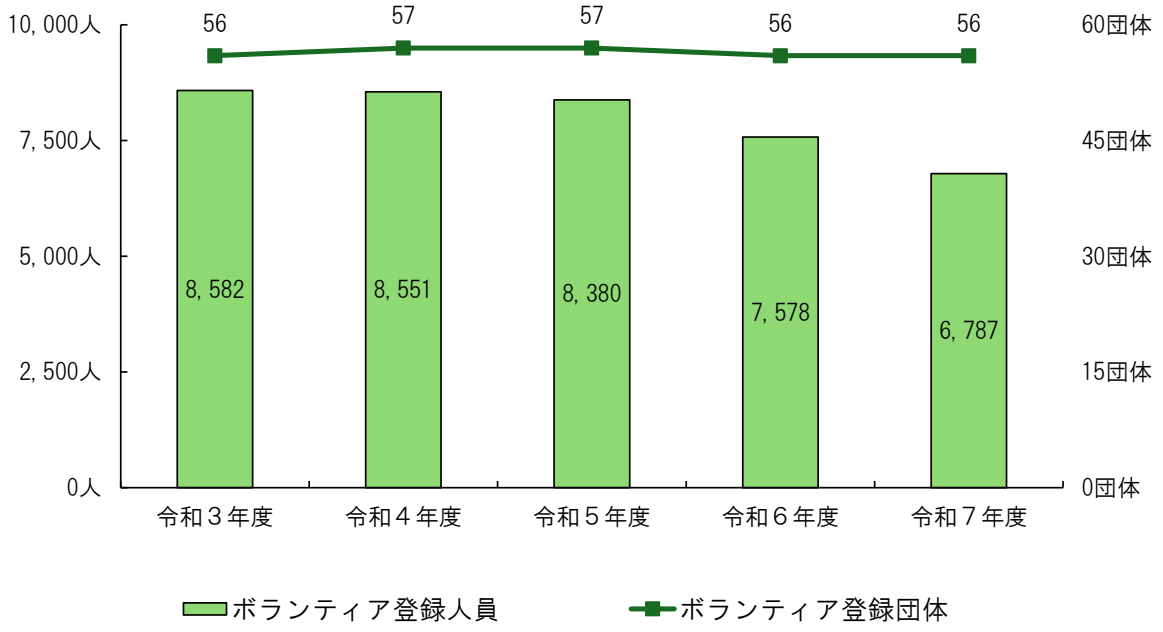
番　号	疾患群	令和６年度	令和７年度
1	血液疾患	23	23
2	免疫疾患	108	111
3	呼吸器疾患	20	21
4	循環器疾患	6	6
5	消化器疾患	120	121
6	骨･関節疾患	24	24
7	染色体異常疾患	1	1
8	皮膚疾患	34	34
9	腎・泌尿器疾患	26	26
10	免疫･皮膚系疾患	5	5
11	内分泌疾患	17	17
12	聴覚･平衡系疾患	0	0
13	耳鼻系疾患	0	0
14	視覚系疾患	6	6
15	神経･筋疾患	128	129
16	代謝異常疾患	1	2
	国指定難病　小計	519	526
17	県特定疾患（橋本病・突発性難聴）	10	10
	合計	529	536

資料：静岡県御殿場健康福祉センター

（11）ボランティアに関する状況

①ボランティア登録団体数および登録人員数の推移

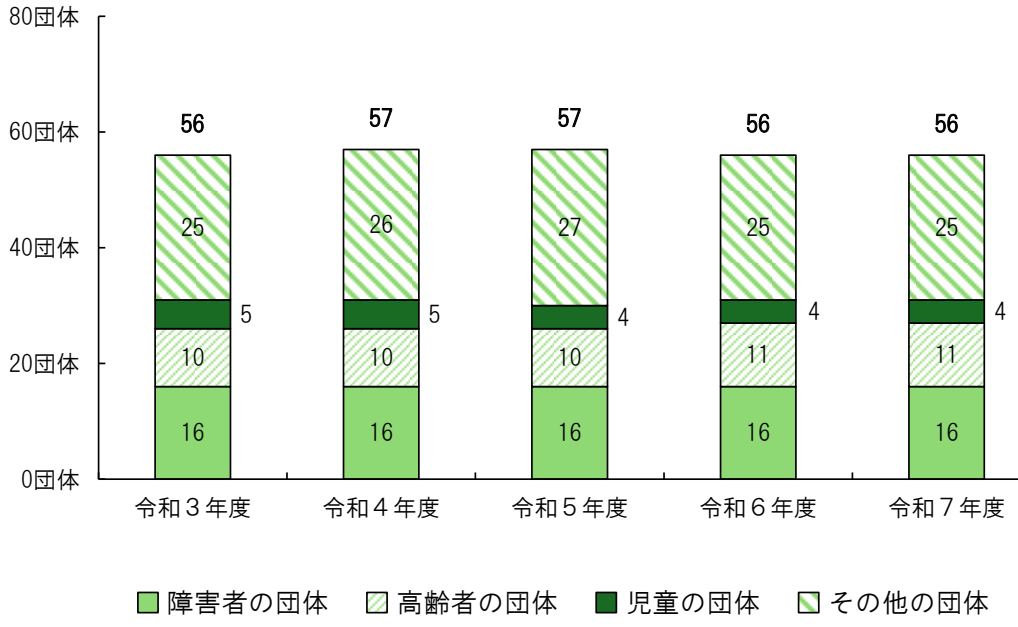
ボランティア登録団体数および登録人員数の推移をみると、ボランティア登録団体数は横ばいで推移しています。一方、ボランティア登録人員数をみると、令和７年度では6,787人と、令和３年度と比較すると1,795人減少しています。



資料：御殿場市社会福祉協議会（各年度末現在）

②ボランティア登録団体数の推移（団体別）

ボランティア登録団体数の推移をみるといずれの団体も横ばいで推移しています。



資料：御殿場市社会福祉協議会（各年度末現在）

２．アンケート調査結果からみた障害のある人を取り巻く現状

（１）調査概要

①調査の目的

本調査は、障害のある人の意向や障害福祉サービスの実態等を把握し、分析・課題抽出等を行い、これらを計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査方法等

調査期間：令和７年11月７日～令和７年12月５日
調査方法：郵送およびＷｅｂアンケートシステム
調査対象・対象者数・有効回答数・有効回答率：下表のとおり

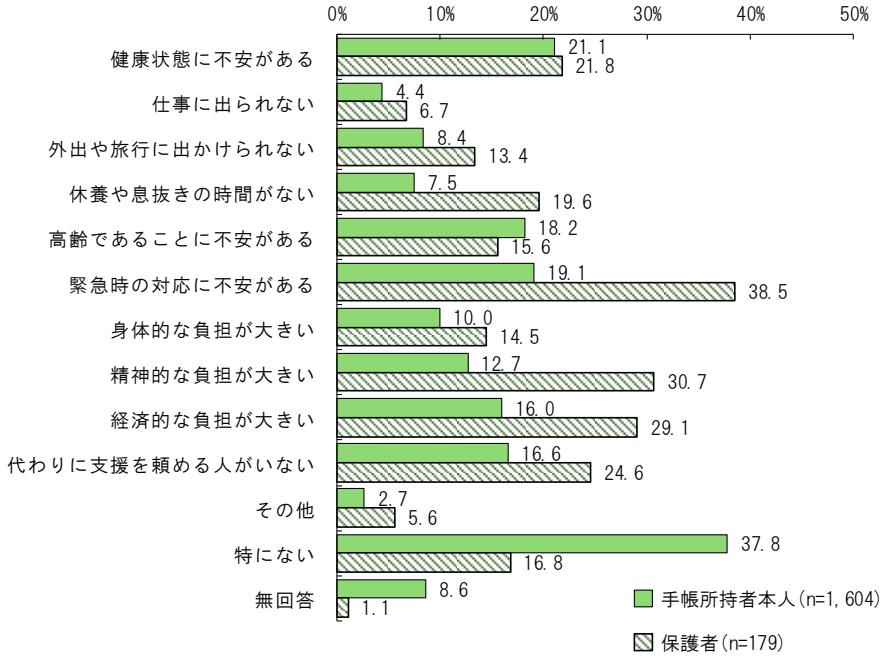
調査対象	対象者数	有効回答数	有効回答率
①身体障害者手帳所持者	2,113人	1,604人	49.8%
②療育手帳所持者	668人		
③精神保健福祉手帳所持者	437人		
④①～③の保護者【自由回答】	3,218人	179人	5.6%

③調査結果の見方

・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。
・百分率は小数点以下第２位を四捨五入して算出しました。
　このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
・１つの質問に２つ以上答えられる“複数回答”の場合は、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

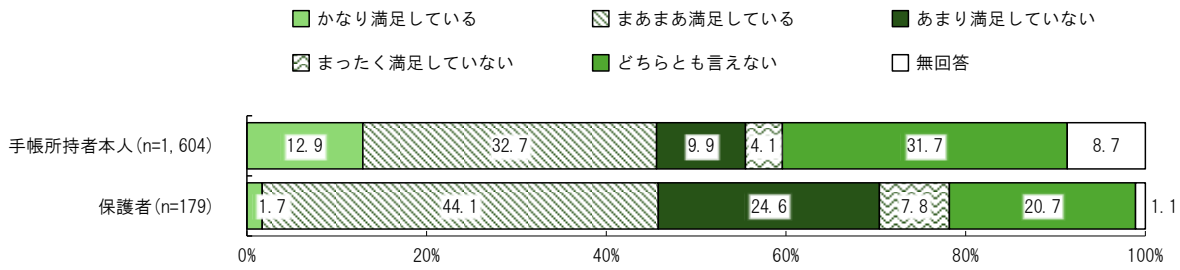
（2）アンケート調査

【支援について不安に感じていること】



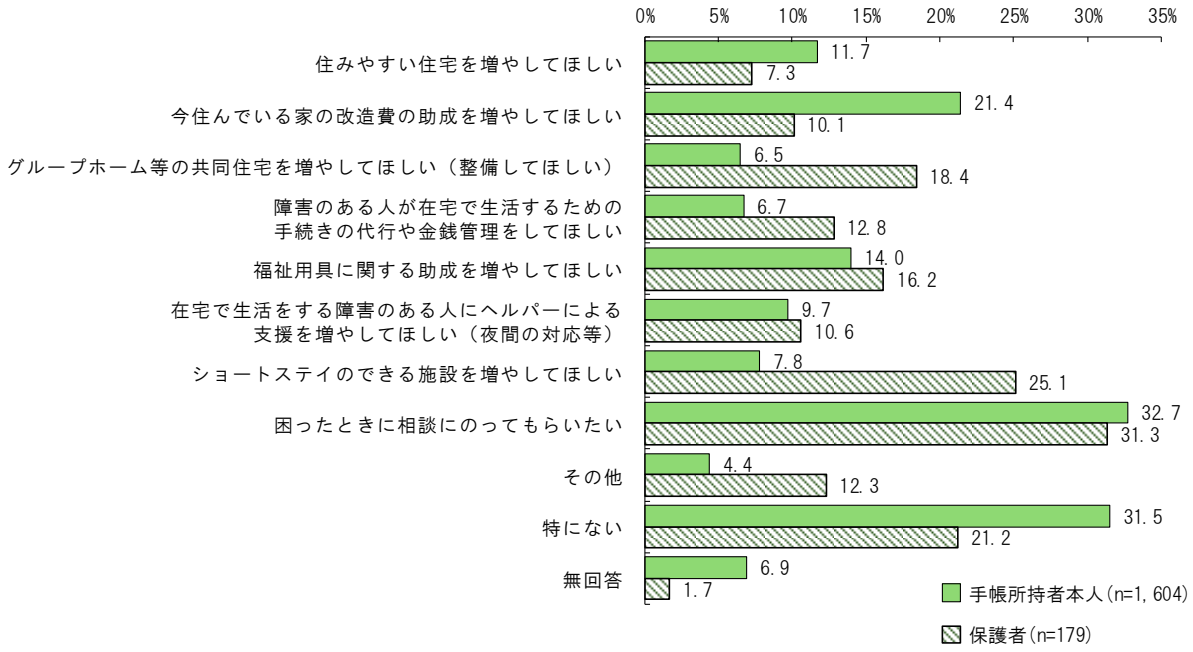
手帳所持者本人は「特にない」が最も高く、保護者は「緊急時の対応に不安がある」が最も高くなっています。保護者は「休養や息抜きの時間がない」「精神的な負担が大きい」「経済的な負担が大きい」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【現在の生活支援の制度の満足度】



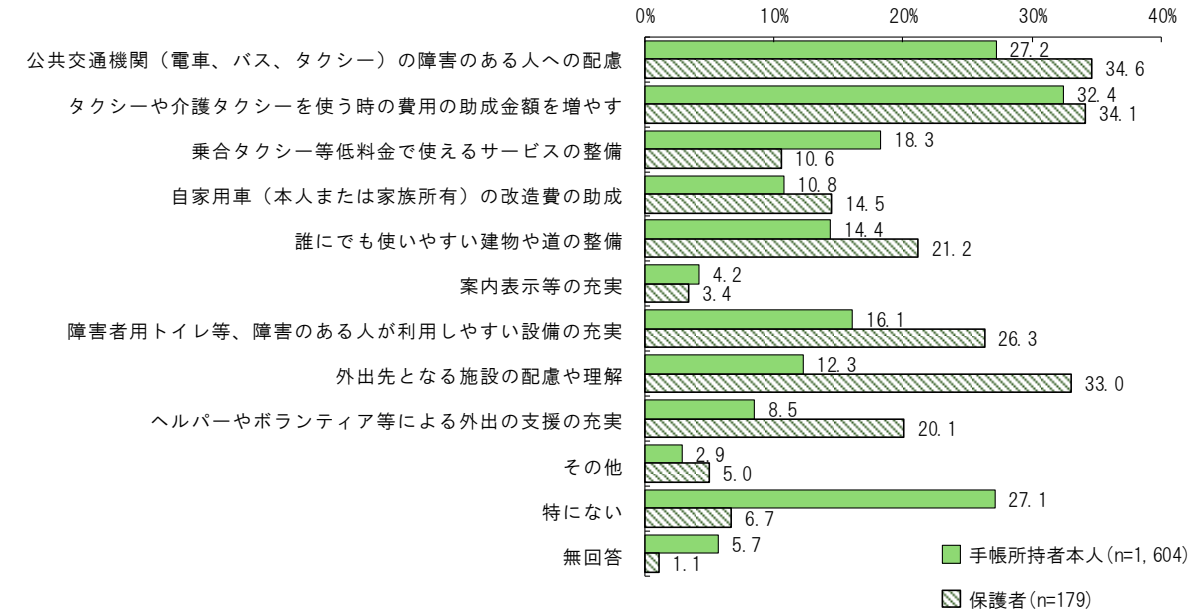
手帳所持者本人は「かなり満足している」が保護者と比べて高く、保護者は「あまり満足していない」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【現在の生活に対して必要と思う支援】



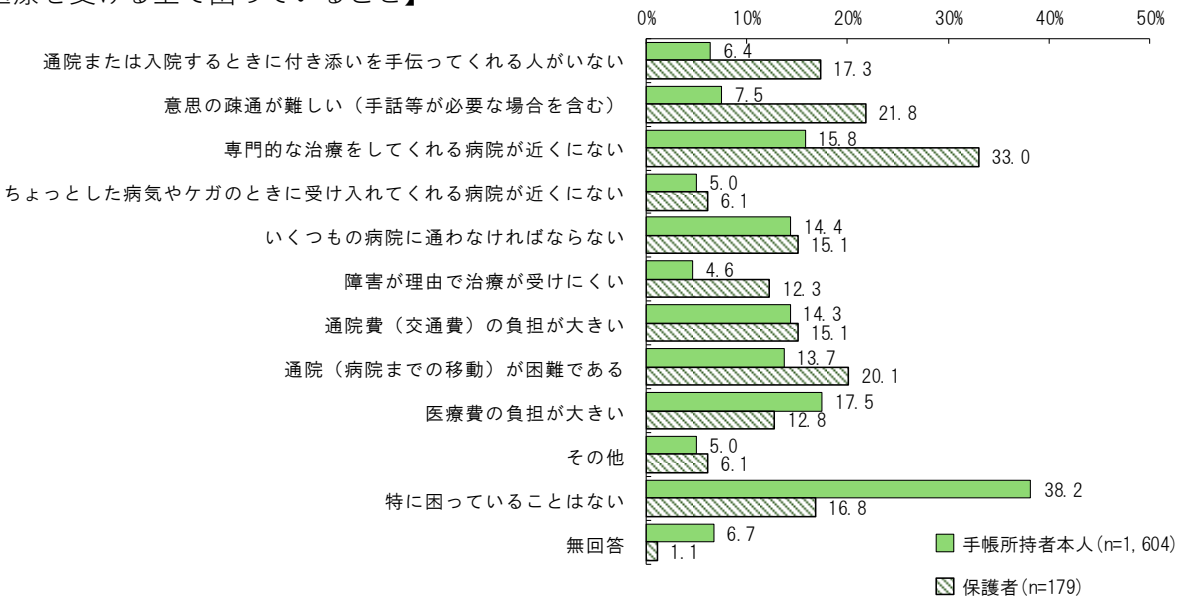
手帳所持者本人は「今住んでいる家の改造費の助成を増やしてほしい」が保護者と比べて高く、保護者は「グループホーム等の共同住宅を増やしてほしい（整備してほしい)」「ショートステイのできる施設を増やしてほしい」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【外出をするためにこれから必要と思う支援】



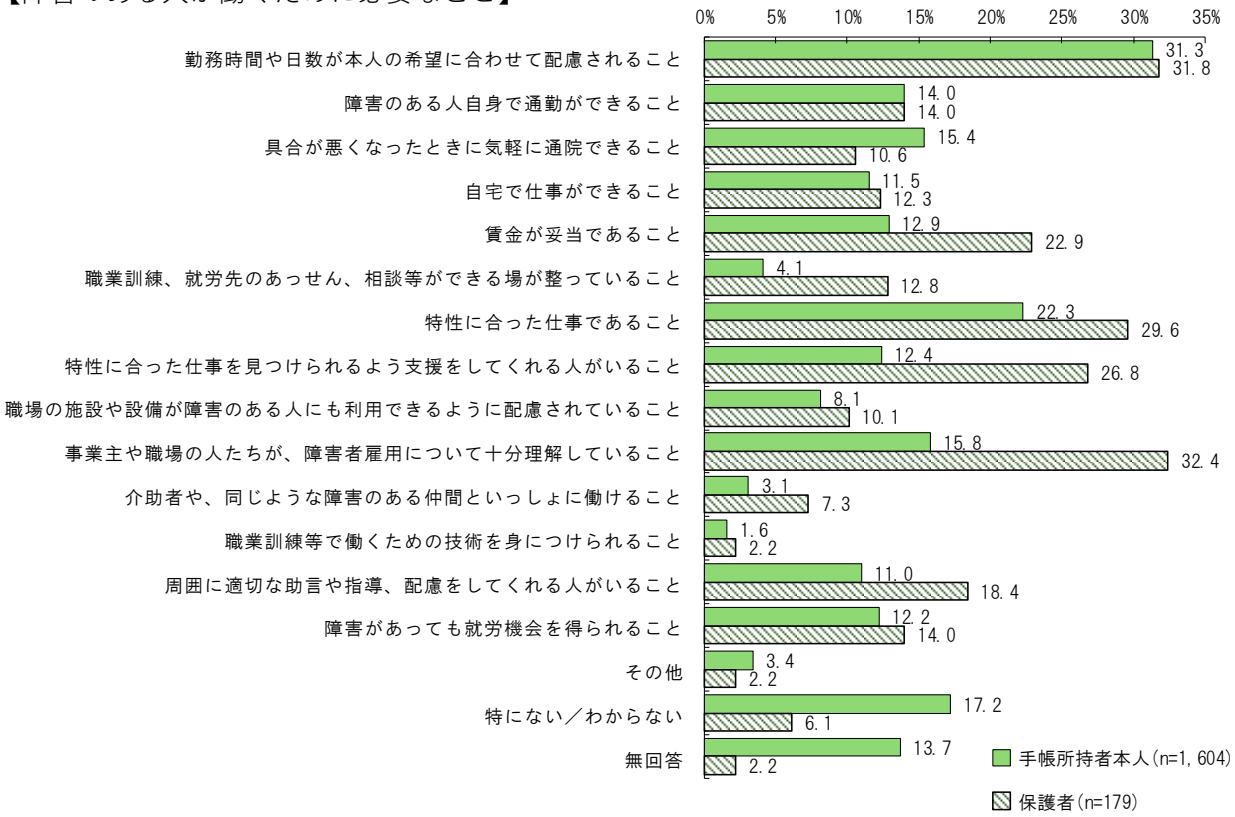
手帳所持者本人は「乗合タクシー等低料金で使えるサービスの整備」が保護者と比べて高く、保護者は「障害者用トイレ等、障害のある人が利用しやすい設備の充実」「外出先となる施設の配慮や理解」「ヘルパーやボランティア等による外出の支援の充実」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【医療を受ける上で困っていること】



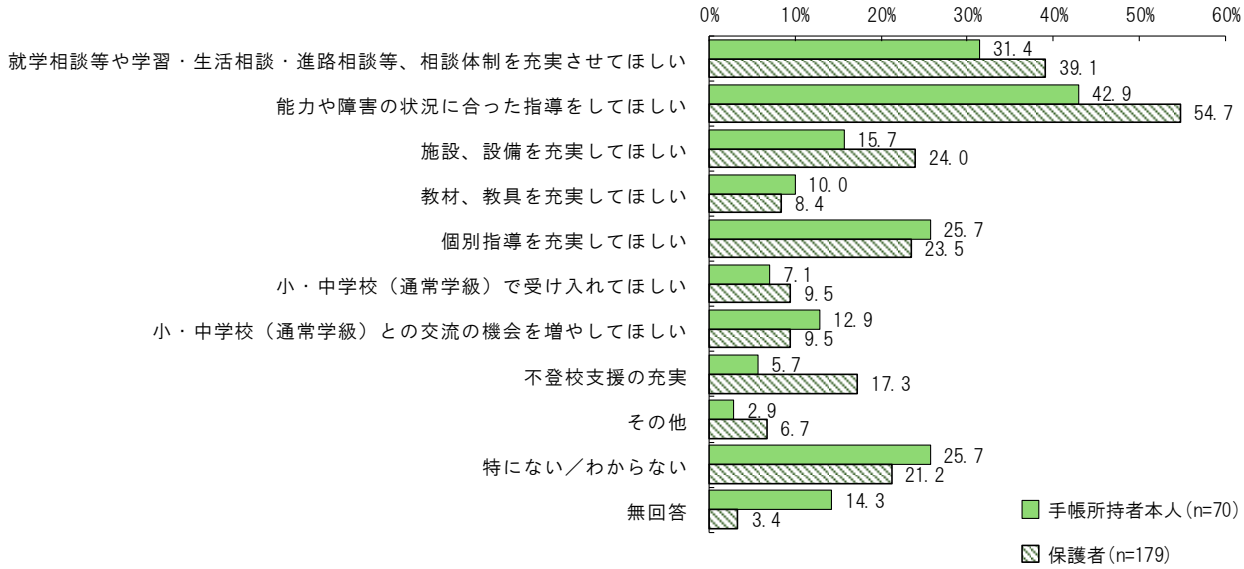
保護者は「通院または入院するときに付き添いを手伝ってくれる人がいない」「意思の疎通が難しい（手話等が必要な場合を含む)」「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【障害のある人が働くために必要なこと】



保護者は「賃金が妥当であること」「職業訓練、就労先のあっせん、相談等ができる場が整っていること」「特性に合った仕事を見つけられるよう支援をしてくれる人がいること」「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

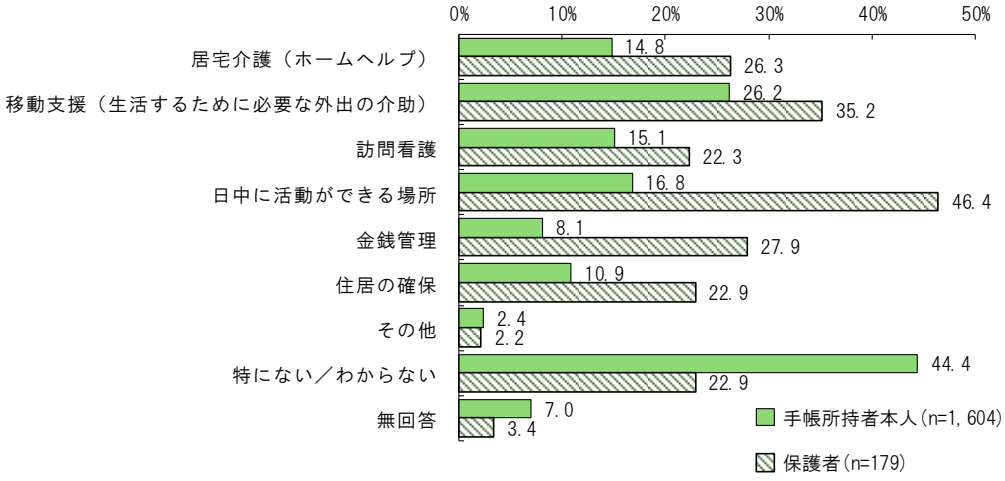
【学校等教育に望むこと】



※手帳所持者本人は学齢期のみの回答

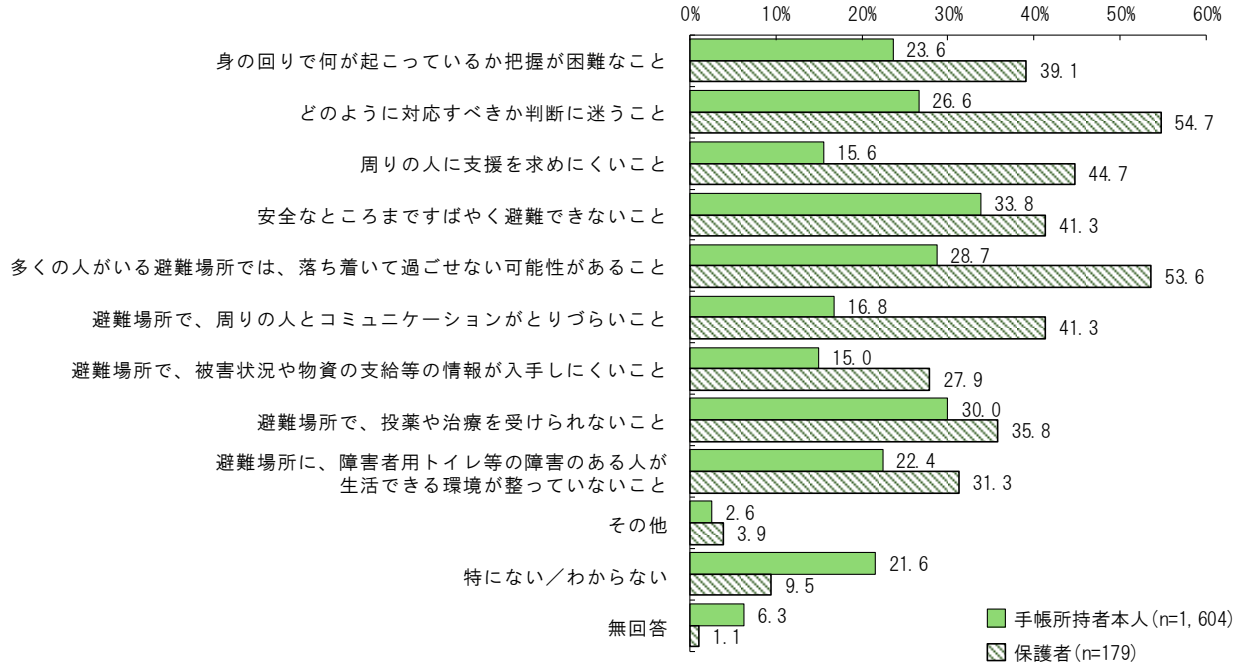
保護者は「能力や障害の状況に合った指導を充実してほしい」「不登校支援の充実」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【地域で生活していくための支援】



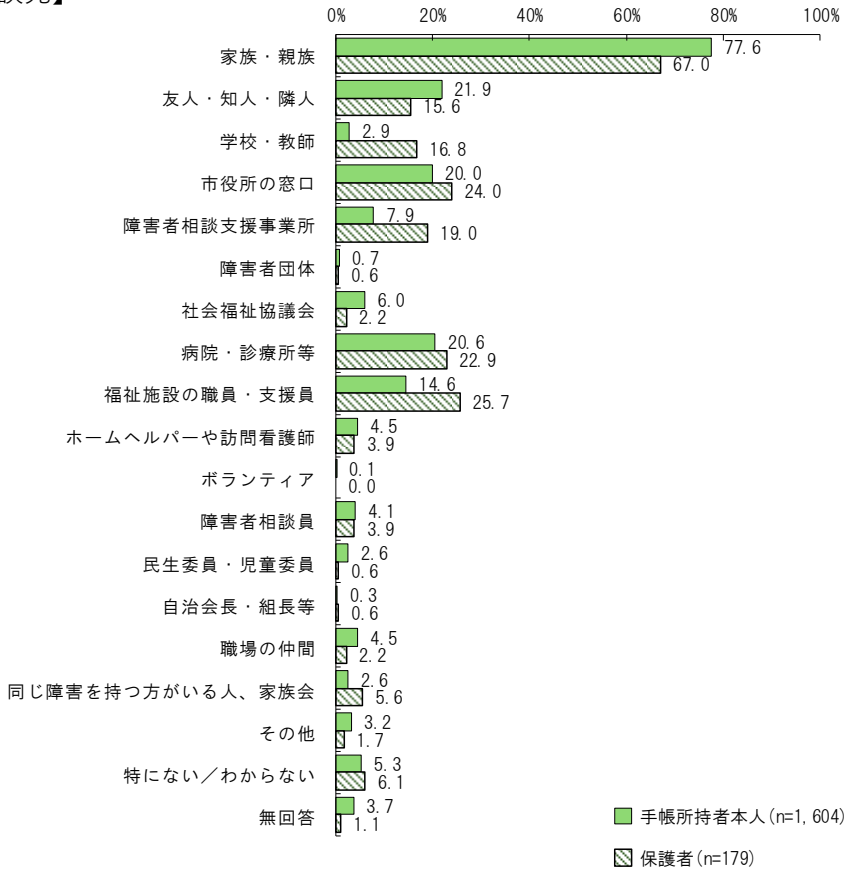
手帳所持者本人は「特にない／わからない」が最も高くなっており、保護者は全体的に手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【災害時に困ると思われること】



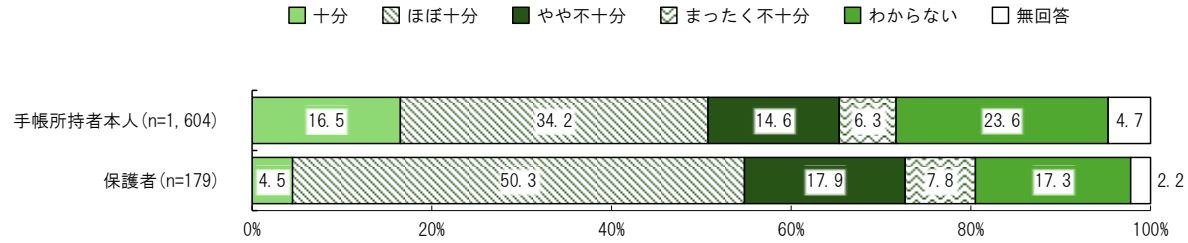
保護者はすべての項目で手帳所持者本人と比べて高く、特に「どのように対応すべきか判断に迷うこと」「周りの人に支援を求めにくいこと」が高くなっています。

【困った時のあなたの主な相談先】



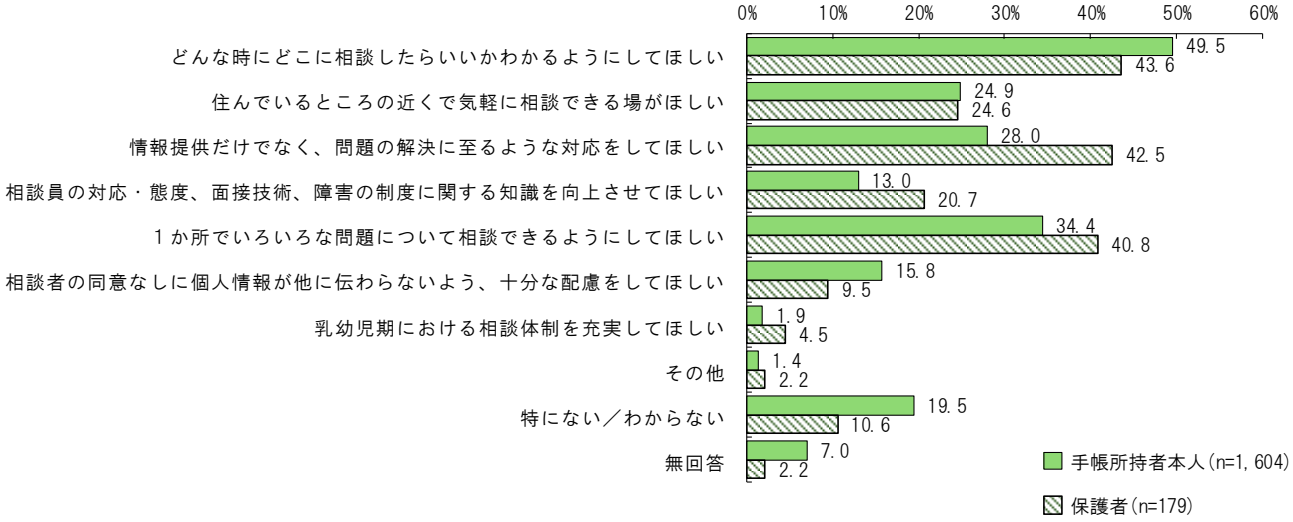
保護者は「学校・教師」「障害者相談支援事業所」「福祉施設の職員・支援員」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【困った時の相談体制について】



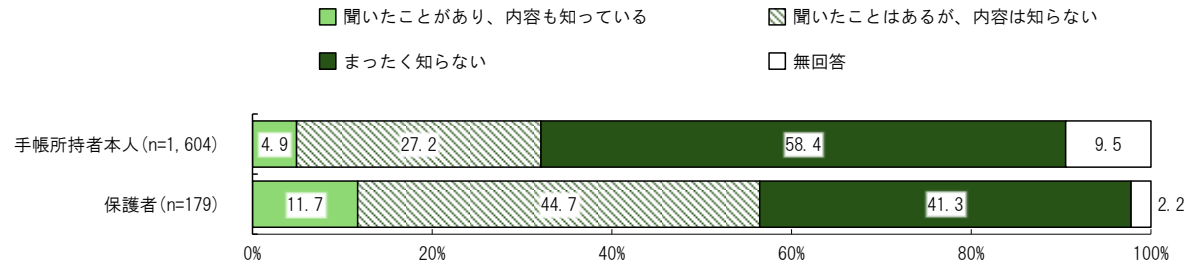
保護者は「ほぼ十分」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【今後、福祉や生活に関する相談体制として望むこと】



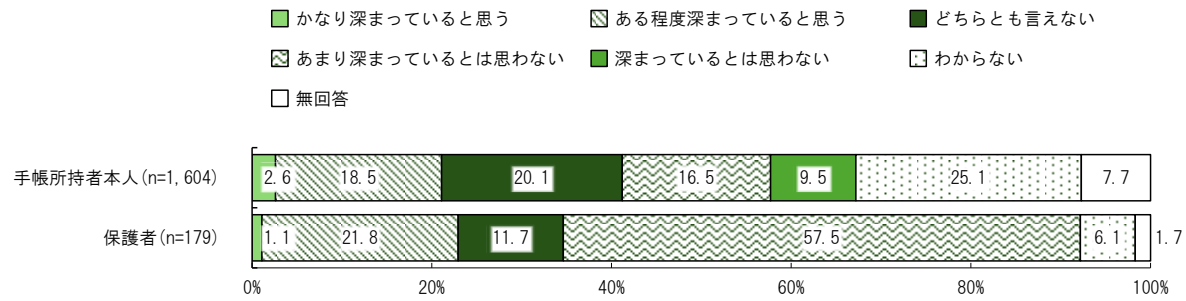
保護者は「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法)」の認知度】



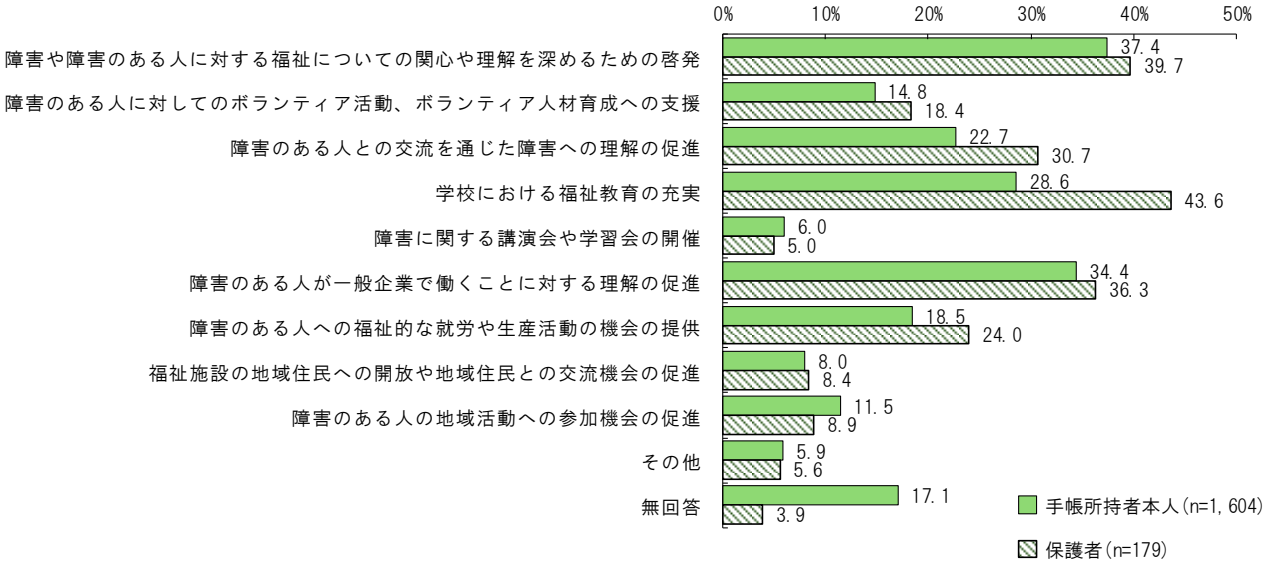
手帳所持者本人は「まったく知らない」が保護者と比べて高くなっています。

【障害のある人に対する市民の理解について】



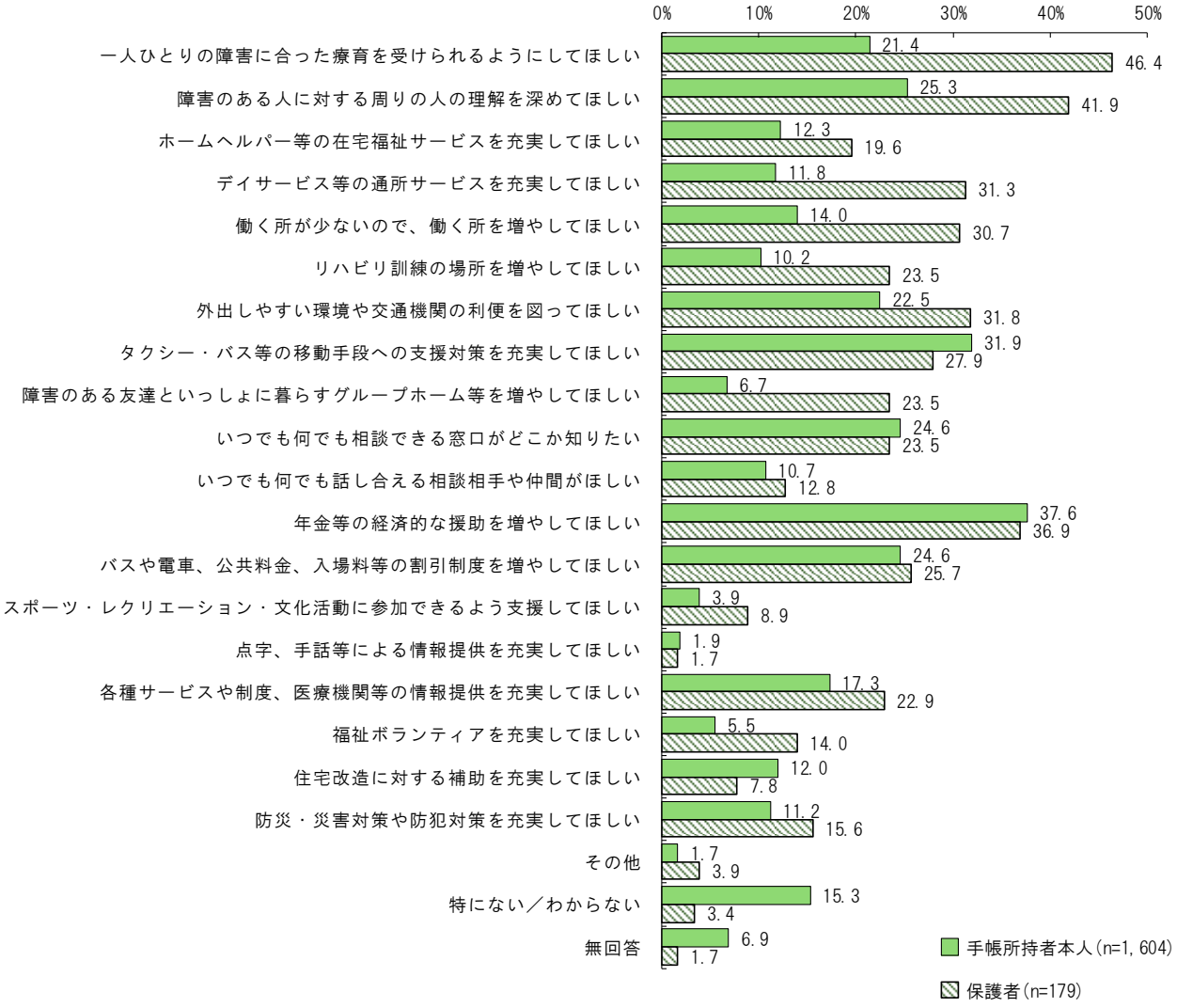
保護者は「あまり深まっているとは思わない」が手帳所持者本人と比べて高く、「深まっているとは思わない」と合わせても保護者の方が高くなっています。

【障害のある人に対する理解を深めるために必要なこと】



保護者は「学校における福祉教育の充実」が手帳所持者本人と比べて高くなっています。

【市の福祉施策で今後特に力を入れてもらいたいこと】



保護者はほとんどの項目で手帳所持者本人と比べて高く、特に「一人ひとりの障害に合った療育を受けられるようにしてほしい」「デイサービス等の通所サービスを充実してほしい」が高くなっています。

３．ヒアリング調査からみた障害のある人を取り巻く現状

（１）調査概要

①調査の目的

本計画策定にあたり、サービス提供事業所等における問題や課題、取組状況等を把握するために調査を実施しました。

②調査方法等

ア　事業所への郵送によるアンケート調査

調 査 対 象：市内の障害福祉サービス提供事業所85事業所
調 査 期 間：令和８年１月７日～令和８年１月30日
有効回答数：49事業所

イ　事業所へのヒアリング調査

調 査 対 象：市内の障害福祉サービス提供事業所
調 査 期 間：令和８年９月14日～令和８年９月24日
有効回答数：５事業所

③調査内容

ア　障害者ご本人または障害者のいる世帯が抱えている困難の傾向
イ　アの原因
ウ　イの原因を解消するために必要と考える支援や環境
エ　支援する立場として心がけなければいけないと考えていること
オ　事業実施または活動している中で感じている課題
カ　感じている課題について行政に支援してほしいこと
キ　今後事業実施または活動していく上で必要だと考えている協力体制
ク　今後の事業実施または活動していく上での課題と対策
ケ　今後事業所が直面するであろう課題と有効と思われる改善方法
コ　実施している防災対策、今後検討している防災対策

（2）調査結果

ア　障害者ご本人・障害者のいる世帯が抱えている困難の傾向

- 障害のある本人と家族双方の高齢化が進み、身体機能の低下や医療ニーズの増加、家族の介護力低下、「親なき後」等、将来の生活への不安が大きくなっている。
- グループホームや短期入所、医療的ケアや強度行動障害等に対応できる事業所等、支援ニーズに応じた受け皿が不足している。
- 障害の重度化・多様化、高齢化等によって個別的・専門的な支援が必要となる一方、支援人材や専門性の確保が課題となっている。
- 金銭管理や通院、外出、住まい等の日常生活上の困難に加え、障害に対する理解不足や社会参加、制度・サービスに関する情報不足等、複合的な課題がみられる。

イ　アの原因

- これまで家族が担ってきた支援を地域や福祉サービスへ移行する体制が不十分。
- 支援ニーズの増加・複雑化に対して、施設・人材・医療機関等の社会資源が十分に確保されていない。
- 制度自体の複雑さ、サービス・相談先に関する情報不足が支援につながりにくい。
- 地域社会における障害への理解不足、本人・家族が障害やサービス利用を受け入れることが難しい。

ウ　イの原因を解消するために必要と考える支援や環境

- グループホームや短期入所等の受け皿の確保とともに、緊急時や夜間、医療的ケア等にも対応できる支援体制。
- 本人・家族が気軽に相談でき、必要なサービスや医療機関等へ円滑につながる相談・情報提供体制。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業、金銭・服薬・家事等の生活支援等、家族の支援を受けられなくなった後を見据えた仕組み。
- 医療・介護・障害福祉・行政等の連携や、本人の障害特性・家庭環境に応じた柔軟な支援。

エ　支援する立場として心がけなければいけないと考えていること

- 本人の尊厳や意思を尊重し、本人主体の選択・意思決定を基本とした支援。
- 障害特性や生活歴、本人の希望等を十分に把握し、画一的ではない一人ひとりに応じた個別支援。
- 家族の思いや負担にも配慮し、本人・家族・支援者間で日常的に情報共有すること。
- 行政、医療機関、相談支援等との連携や、地域との関係づくりを意識した支援。

オ　事業実施または活動している中で感じている課題

- 福祉人材の不足や職員の高齢化、専門性を有する人材の確保（給与等の処遇）・定着。
- 職員の高齢化による人手不足による、在職中の職員への負担増。
- 障害の重度化・多様化や利用者の高齢化によって、従来の設備・人員配置では対応が難しいケースが増えている。
- 短期入所や緊急受入れ、重度障害者等の受け皿、地域ごとの事業所数や送迎ルートの問題等、地域のサービス資源・不足。
- グループホームや入所施設等、将来の子どもの受け皿不足。
- 就労系事業所では仕事の確保、工賃向上、新規利用者の確保等、安定的な事業運営に関する課題もみられる。
- 親や家族が抱え込むことによる、本人・家族と地域とのつながりの希薄化。
- 精神障害を抱える人が増加傾向にある。
- 障害をもつ子どもの増加（特に発達障害）のため、報酬改定により経営悪化の可能性がある。
- 就労状況の変化により子どもを預けたい人が増えるため、受け皿不足になる可能性。

カ　感じている課題について行政に支援してほしいこと

- 福祉人材の確保や処遇改善、研修・資格取得等への行政支援。
- 重度障害者等を受け入れる事業所や短期入所等に対する財政的・制度的支援。
- 施設整備（防災対策における備品等に対する補助、熱中症対策におけるエアコン等の修繕費等）、設備更新（システム導入含む）、送迎等に対する支援。
- 行政が中心となった事業所・医療・相談支援等のネットワーク形成。
- 発達障害を抱える人への支援強化。
- 安定・継続した仕事の発注（物品の購入や役務の提供の積極的な推進）。
- 施設を出た人の生活場所の確保。

キ　今後事業実施または活動していく上で必要だと考えている協力体制

- 事業所単体では把握できるニーズは限られることから、行政、相談支援、障害福祉事業所、医療機関、介護関係機関等が日頃から情報共有できる体制の構築、場の提供。
- 一つの事業所だけで課題を抱え込まず、本人を中心として複数の機関が役割分担する支援体制。
- 本人の高齢化に対応するため、障害福祉分野と高齢者・介護分野との連携強化。
- 地域住民、学校、企業等も含めた地域との協力関係の構築。
- 近隣自治体との連携。

ク　今後の事業実施または活動していく上での課題と対策

- 高齢化・重度化・障害特性の多様化に対応するため、職員の専門性向上や支援方法の見直し。
- 人材不足や職員自身の高齢化への対応として、若い世代を含む新たな人材の確保・育成・定着。
- 事業所単独では対応できない課題について、行政・医療・相談支援・他事業所等との連携。

ケ　今後事業所が直面するであろう課題

- 本人の高齢化による身体機能低下、医療的ケアの増加等に対して、現在の障害福祉サービスだけでは対応が困難になること。
- 親や兄弟姉妹等の家族が支援できなくなった際に、本人の生活そのものが維持できなくなる「生活基盤の喪失」。
- 65 歳以降の介護保険サービスへの移行、高齢者施設への入所等について、制度・費用・受入先等の課題。
- 家族が元気なうちから、住まい、生活スキル、成年後見、就労等について将来を見据えて準備する必要性。

コ　実施している防災対策、今後検討している防災対策

- 多くの事業所で避難訓練、BCP の策定・見直し、非常食・飲料水等の備蓄。
- 障害特性や歩行困難、パニック等を想定した、より実践的・個別的な避難訓練の必要性。
- 大規模地震や富士山噴火等では事業所単独での対応に限界があり、行政、消防、他事業所等との連携が必要。
- 近隣住民との日頃からの交流や合同訓練等、「共助」による地域との協力体制の構築。
- 避難時における身体障害をもつ人への介助・支援に伴う人手の確保。

４．本市の課題・方向性

（１）本人・家族を支える相談支援体制の充実

手帳所持者本人・保護者ともに、「困ったときに相談にのってもらいたい」というニーズが最も高く、相談支援体制の充実が求められています。一方で、実際の相談先は「家族・親族」に偏っており、『親なき後』への不安も大きくなっています。また、「どこに相談すればよいかわからない」「１か所で幅広く相談したい」「解決まで支援してほしい」といった声も多く、情報提供だけでなく伴走型支援を含めた総合的な相談体制の整備が課題となっています。

（２）保護者負担の軽減と地域生活支援の充実

保護者は本人に比べ、緊急時対応や精神的・経済的負担、休養時間の不足等に強い不安を抱えており、現行制度への不満も高い傾向があります。また、グループホームや短期入所、日中活動の場等、家族を支えるサービスへのニーズも高くなっています。障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、本人支援だけでなく、家族・介護者を含めた支援体制の充実やレスパイト支援の強化が課題となっています。

（３）安心して暮らし・移動できる地域環境の整備

外出支援では、本人・保護者ともに低料金で利用できる移動サービスの充実を求める声が多くなっています。加えて保護者では、バリアフリー設備の充実、外出先施設の理解や配慮、同行支援の必要性も高くなっています。また、医療面では専門医療機関の不足や通院時の付き添い支援、災害時には意思疎通や避難支援への不安が大きくなっています。移動・医療・防災を含め、障害特性に配慮した地域環境づくりが課題です。

（４）理解促進と自立・社会参加を支える環境づくり

障害者差別解消法の認知度は低く、市民理解も十分に深まっていないと感じる人が多くなっています。また、就労面では、本人の特性に応じた働き方や職場理解、就労支援体制の充実が求められています。教育分野でも、個々の能力や障害状況に応じた指導への期待が高くなっています。障害への理解促進を進めるとともに、教育・就労・地域活動等あらゆる場面で、本人の特性に応じて活躍できる環境を整備していくことが課題となっています。

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

本計画においては、障害のあるなしに関わらず、すべての市民が共に生き、共に暮らし、共に支え合う、「共に生きる福祉のまちづくり」を目指し、障害のある人もない人も、共に暮らし、共に活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」、ライフステージの全ての段階において、持てる能力を最大限に発揮してその人らしく生活できることを目指す「リハビリテーション」、さらに、障害のある人自身が、生活のあらゆる場面において、自己選択、自己決定を実現できるよう、自らが持つ能力を高めることができる「エンパワメント」の考え方を基本理念とします。

また、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念と、一人ひとりの幸福や生きがいを重視するウェルビーイングの視点を踏まえ、障害のある人が主体的に社会参加し、地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な共生社会の実現を目指します。

基本理念

共に生きる福祉のまちづくり

２．基本方針と目標

本計画は、障害のある人が、自ら選択し決定することを尊重するという理念のもとに、住み慣れたまちで、基本的な人権を尊重し、その人らしく自立した生活を送ることを目指します。

また、国・県の障害者計画や市の総合計画、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画等と整合性を図るとともに、行政、事業者、市民が三位一体となって施策を推進します。

そして、本計画の基本理念を遂行するために、６つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ　理解と交流と社会参加の促進

障害のある人とない人が共に理解し、支え合い、市民が共に同じ地域に暮らしていることを実感することができる共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育を通して障害に対する理解を促進し、交流を活発にしていきます。これらの活動により、障害を理由とする差別の解消に継続的に努めていきます。

【活動計画（中項目）】
1　障害のある人に対する理解の促進
2　地域での福祉活動の推進
3　文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
4　関係団体の育成

基本目標Ⅱ　健康の維持・増進

障害の原因になる疾病等の予防と早期発見・早期治療は、健やかな暮らしを支える根幹となります。関係機関と密接に連携をとりながら、障害のある人の心身の健康の維持、増進、回復に繋がるよう、ライフステージや心身の状況に応じた支援体制の充実を図り、安心して暮らしていける地域づくりに努めます。

【活動計画（中項目）】
1　障害の原因となる疾病の予防と早期支援の充実
2　保健・医療サービスの充実

基本目標Ⅲ　教育・療育の充実

障害のある人が、身近な地域で継続して障害特性に応じた専門的な支援を受けることができるよう、支援体制の拡充、整備に努めていきます。
また、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係機関等の連携を強化し、ライフステージで途切れることのない一貫した支援の実現を目指します。

【活動計画（中項目）】
1　身近な地域での療育の充実
2　学校教育の充実

基本目標Ⅳ　相談体制・障害福祉サービスの充実

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送り、社会活動に参加できるよう、一人ひとりに合ったサービスの充実を進めていきます。
また、相談体制の充実を図ることにより、様々な情報提供を行い、あわせて権利擁護を推進し、一人ひとりの幸福や生きがいを感じながら暮らせるよう支援に努めていきます。

【活動計画（中項目）】
1　相談・情報提供体制の充実
2　虐待防止・権利擁護体制の充実
3　在宅サービスの充実
4　移動とコミュニケーション支援の充実

基本目標Ⅴ　就労支援と生活の安定

就労は、障害のある人が自立し、地域で安定した生活を送るためには重要な要素であり、就労に当たって支援を必要とする場合に、適切な支援ができるよう、関係機関で連携に努めます。

あわせて、安心して生活できる居住場所の確保を図り、住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援に努めていきます。

【活動計画（中項目）】
1　雇用・就労施策の推進
2　居住場所の確保

基本目標Ⅵ　快適で安心できるまちづくり

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害特性に配慮した防災体制の見直しを図ります。あわせて、福祉施設や地域の防犯体制の強化を推進していきます。

また、地域の中で快適な生活を送ることができるよう住環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化について、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めていきます。

【活動計画（中項目）】
1　災害対策の充実
2　安全・安心なまちづくりの推進
3　歩行空間・建築物、交通機関のユニバーサルデザインの推進とバリアフリー化

3．体系図

基本理念	基本目標	活動計画（中項目）
共に生きる福祉のまちづくり	基本目標Ⅰ 理解と交流と社会参加の促進	1　障害のある人に対する理解の促進
		2　地域での福祉活動の推進
		3　文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
		4　関係団体の育成
	基本目標Ⅱ 健康の維持・増進	1　障害の原因となる疾病の予防と早期支援の充実
		2　保健・医療サービスの充実
	基本目標Ⅲ 教育・療育の充実	1　身近な地域での療育の充実
		2　学校教育の充実
	基本目標Ⅳ 相談体制・障害福祉サービスの充実	1　相談・情報提供体制の充実
		2　虐待防止擁護体制の充実
		3　在宅サービスの充実
		4　移動とコミュニケーション支援の充実
	基本目標Ⅴ 就労支援と生活の安定	1　雇用・就労施策の推進
		2　居住場所の確保
	基本目標Ⅵ 快適で安心できるまちづくり	1　災害対策の充実
		2　安全・安心なまちづくりの推進
		3　歩行空間・建築物 交通機関のユニバーサルデザイン化の推進とバリアフリー化

活動計画（小項目）
①啓発活動の推進、②学校での福祉教育の推進、③差別の解消
①地域福祉計画の推進、②障害のある人の要望に応えるボランティア活動の支援 ③ボランティア活動の推進
①障害のある人が参加しやすい環境の整備、②障害のある人が参加しやすい活動の推進 ③障害者スポーツの振興、④生涯を通じた多様な学習活動の充実
①当事者団体・家族団体や支援団体活動への参加促進 ②当事者団体・家族団体や支援団体への活動支援
①障害の原因となる疾病の予防対策の推進、②早期発見・早期対応の充実
①医療、保健、福祉関係施設等でのリハビリテーション体制の充実 ②障害のある人に対する医療の充実、③精神保健・医療の適切な提供、 ④難病患者に対する支援の充実、⑤感染症対策
①　保育施設等での個々の発達に応じた支援の充実、②療育支援体制の充実
①障害のある児童・生徒の教育環境の充実、②特別支援教育体制の充実 ③切れ目ない相談支援体制の充実
①障害のある人の包括的・重層的な相談支援体制の充実 ②各種制度の周知および利用促進、③各種情報提供体制の充実
①虐待防止施策の推進、②権利擁護施策の推進
①居宅介護サービス等の充実、②日中活動系サービスの充実
①移動に関する支援の充実、②手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業の充実 ③朗読サービス事業の継続、④情報通信における情報アクセシビリティの向上
①障害者雇用の促進、②一般就労への移行と定着の支援 ③就労継続支援事業等福祉的就労の支援
①既存の住宅への改造費の助成、②市営住宅の提供体制の維持、③グループホーム等の充実
①防災訓練への参加促進、②災害時における要配慮者への支援体制の整備 ③避難行動要支援者に配慮した計画・マニュアルの作成
①消費者被害防止のための消費者教育の推進、②地域での見守り体制の強化 ③交通安全教育、啓発の推進
①ユニバーサルデザインの推進、②歩行空間、建築物のバリアフリー化の推進 ③公共交通機関等のバリアフリー化の推進

第４章　施策の展開

基本目標Ⅰ　理解と交流と社会参加の促進

（１）障害のある人に対する理解の促進

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自ら望む形で社会参加を進めていくためには、地域住民の理解促進と交流機会の充実、社会参加を支える環境づくりが重要です。

アンケート結果では、障害のある人の多くが自宅で生活している一方で、一人暮らし世帯も一定数存在しており、地域とのつながりや支え合いの重要性が高まっています。

また、障害種別によって生活課題や必要な支援は異なり、知的障害のある人では意思疎通や外出支援、精神障害のある人では周囲の理解不足や社会参加への不安、身体障害のある人では移動や活動環境への配慮が求められています。

さらに、障害理解が十分に進んでいないことによる偏見や、参加機会・情報取得機会の不足は、地域活動や文化活動への参加を妨げる要因となっています。

引き続き、事業者を含め、障害者差別解消法の一層の浸透や、差別や偏見の解消に向けた市民の障害や障害のある人への理解促進とともに、障害のある人と地域住民が交流する機会の確保が必要です。

【施策の方向】

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、広報紙やインターネット等様々な媒体を活用し、障害のある人に対する理解を深め、正しい知識の普及と啓発を行うとともに、幼児教育や義務教育等学校での福祉教育を継続します。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発を引き続き実施し、市民に対して正しい知識の普及に努めるとともに、障害理解に関する情報へアクセスしやすい環境を整備し、障害のある人への理解を促進します。

【取組内容】

①啓発活動の推進

- 市内の障害者施設、御殿場市障害児者自立支援協議会と連携し、障害者週間（12月３～９日）に、外部の講師を招いた基調講演を行う等、啓発事業を継続します。
- 市役所および市民交流センター内に市内福祉施設の製品等の展示、販売スペースを設ける等、市民に対する障害者福祉に関する啓発を引き続き行うとともに、より多くの事業所に出展してもらえるよう案内やあっせんを行います。

- 市役所、医療機関、福祉施設だけでなく公共交通機関や街なかの施設においてポスター等を掲示し、障害者マーク・ヘルプマークを広く周知・啓発することにより、障害のある人への理解を促進します。
- 精神障害やその特性についての理解を深めるため、市民等を対象に、県健康福祉センター、社会福祉施設、医療機関等の協力を得て啓発活動を推進します。
- 広報ごてんばや市のホームページ、社協だより、ボランティア連絡協議会発行の機関紙、ラジオ等のメディアを活用し、市民へよりわかりやすい方法で啓発活動を推進します。また、御殿場市ふれあい広場のような、市民が交流できる機会を引き続き提供します。

②学校での福祉教育の推進

- 市の特別支援教育研修会等の研修会を通して、教職員自身が障害に対する正しい知識を深め、学校生活における指導、支援に活かしていきます。
- 市内の小・中・高・特別支援学校において、福祉体験等を計画的に行っています。今後も、共生社会の実現を目指し、学齢期からの福祉教育を継続して推進します。
- 子どもを指導する立場の教員（経験３年目の教員対象）への福祉体験の研修を継続するとともに、学齢期の子ども同士のふれあいの場を増やすことで理解の促進を図ります。
- 普段から特別支援学級の子どもと触れ合うことで、理解や思いやりの心を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶインクルーシブ教育を実践します。
- 学校や地域の状況に応じて、特別支援学校との交流および共同学習等を実施し、交流の輪を広げていくことを目指します。
- 保健体育や学級活動等で、心の健康についても普及・啓発を継続するとともに、ゲストティーチャーとして専門家に授業に参加してもらうよう努めます。

③差別の解消

- 障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮について、引き続き遵守していきます。
- 他人からは分かりにくい障害や病気について、理解をより一層深める必要があることから、啓発活動の内容について検討していきます。
- 市民に対し障害のある人への差別の解消や合理的配慮について、情報発信を継続的に行っていきます。
- 県の障害者差別解消相談窓口と連携し、市でも相談窓口の充実に努めます。
- 庁内関係各課と連携し民間企業等に障害者雇用や合理的配慮についての周知を図っていきます。
- 「心のバリアフリー」の考え方を広く普及し、地域全体で支え合うインクルーシブ社会の実現を目指します。

（２）地域での福祉活動の推進

【現状と課題】

地域で暮らす障害のある人を支えるためには、地域住民による支え合いや福祉活動の充実が重要ですが、担い手不足や地域関係の希薄化が課題となっています。身体障害のある人では高齢化が進む中で見守りの必要性が高まっており、知的障害のある人では地域とのつながりづくりが必要とされ、精神障害のある人では地域活動への参加に心理的負担を感じる場合もあります。

地域活動へ参加する機会や情報が十分届いていないことに加え、支援者側の障害への理解が不足している状況も参加への障壁となっています。地域全体で支え合う仕組みを強化し、孤立防止につながる取組が求められています。

【施策の方向】

地域共生社会の実現に向けて、障害のある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供に努め、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していきます。

また、地域福祉活動の担い手育成や地域団体との連携強化を進め、障害のある人を地域全体で支える体制づくりを推進し、地域とのつながりづくりと孤立防止に努めます。

【取組内容】

①地域福祉計画の推進

- 地域福祉計画に基づき、世代間交流事業の普及を推進するとともに、市民が共に交流できる事業について、実施方法や内容の検討を行っていきます。今後は、「共生型居場所活動」等の交流事業について他団体や自治体での事例を研究し、活動を推進します。
- 各地域福祉推進委員会において、「小地域福祉ネットワーク」として、支援が必要な方の見守り活動を継続的に支援していきます。

②障害のある人の要望に応えるボランティア活動の支援

- 広報ごてんばや社協だより等を活用し、手話、朗読、要約筆記、運転ボランティアの入門講座等の開催を広く周知するとともに、市の講座以外の情報を収集し広報していくことで受講者の増加につなげていきます。
- 社会福祉協議会で小・中学生、高校生を対象として、障害のある人との交流を主な内容とする福祉体験事業を開催しています。小・中学生、高校生が参加しやすいプログラムづくりを図ります。
- ボランティアコーディネーターを配置し、相談受付や情報提供を行います。社協だよりや関係機関紙により、引き続きボランティアコーディネーターについて周知を図ります。

③ボランティア活動の推進

- 障害のある人が様々なイベントに積極的に参加し、交流する機会が確保されるよう、関係機関との協力体制を整備します。
- 市民の主体的な福祉活動を促進するため、活動場所等の必要な環境を整備します。
- 市民に対し、広くボランティア団体の理解を図り、活動への参加を促進するため、ボランティア活動や市民活動の拠点である御殿場市民交流センターおよび市民活動支援センターやボランティア連絡協議会を通じ、情報収集や情報交換等相互のネットワーク化を図る等、ボランティア活動を推進します。

（3）文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現状と課題】

文化･スポーツ･レクリエーション活動は、生きがいや社会参加につながる重要な機会ですが、障害特性や支援体制の不足により参加しづらい状況があります。

身体障害のある人では移動や施設面、知的障害のある人では活動内容の理解や付き添い支援、精神障害のある人では対人不安や集団参加への負担が、それぞれの参加障壁となっています。

また、通院や外出時に介助を必要とする人が一定数存在しており、外出そのものが制約となる状況も見られます。さらに、活動情報が十分届いていないことや、参加可能な活動が限られていることにより、継続的な社会参加機会の確保が課題となっています。

生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進につながることから、情報発信や参加しやすい環境整備が必要です。

【施策の方向】

文化・スポーツ・レクリエーション活動を通して、障害のある人が地域とのふれあいや社会参加、生きがいづくりにつながるよう、障害のある人が自己の選択に基づいて、積極的に文化・スポーツ・レクリエーション活動、学習活動、地域活動等に参加できるよう、支援や環境整備に努めていきます。

また、情報発信を充実し、参加機会の周知に努めるとともに、参加しやすいプログラムづくりを図ります。

【取組内容】

①障害のある人が参加しやすい環境の整備

- 障害のある人が心身の健康の維持と増進を図るため、スポーツ・レクリエーション活動等に参加しやすい環境整備を図ります。また、障害のある人が積極的に社会活動に参加できるよう、広報紙等での情報発信や参加する意識づくりの醸成に努めます。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、地域活動支援センターの充実に努めます。

- 障害の特性に左右されない、参加しやすいプログラムづくりを図ります。

②障害のある人が参加しやすい活動の推進

- 障害のある人が参加する活動に必要なコミュニケーション手段等の提供に努め、アクセシビリティを高めます。
- 障害のある人が活動に参加しやすくなるよう、ヘルパー、手話通訳者、要約筆記通訳者の養成について引き続き取り組みます。
- 障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が積極的に社会参加できるよう、文化・スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

③障害者スポーツの振興

- 競技内容の豊富な県障害者スポーツ大会への参加を支援します。
- 障害のある人も参加できるようなスポーツの推進・普及に努めます。

④生涯を通じた多様な学習活動の充実

- 障害のある人に対して、学校卒業後も含めた生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の場の充実を図れるよう庁内関係各課と連携し、検討、整備していきます。
- 障害の状況に左右されずに参加できるような活動の場の充実に努めます。

（４）関係団体の育成

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、気軽に相談でき、必要な場合には適切な支援が受けられる体制が不可欠です。

障害者団体や家族会、地域活動団体は、当事者支援や交流機会の確保に重要な役割を担っていますが、会員の高齢化や担い手不足、支援ニーズの多様化等により活動継続が難しくなっています。

また、障害のある人や家族が団体活動を知らない、参加機会が少ないといった課題もあり、地域資源としての機能を十分発揮できていない状況があります。

障害のある人やその家族に対して、不安や困難をできる限り軽減できるよう、障害者団体に関する情報を提供するとともに、障害者団体への参加を促進することが重要です。また、障害者団体の育成と活動支援が必要です。

【施策の方向】

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、当事者団体や支援団体等の活動への必要な情報提供や支援に努めるとともに、若い世代や新たな担い手の参加促進を図ります。

【取組内容】

①当事者団体や支援団体活動への参加促進

- 手話サークル、要約筆記サークル、朗読奉仕グループ等の支援団体の活動を活性化するため、活動のきっかけとなる講座について、広報紙等を利用して参加を呼びかけます。
- 各種当事者団体への理解が促進されるよう、今後も継続して各種団体の活動について、広く市民に情報を発信していきます。
- 障害のある人の関係団体の活動が活性化するように、関係団体への参加を促進します。
- 幅広い世代が障害者団体の活動に関心を持ち、参加につながるよう、広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用した効果的なPRを促進するとともに、障害者団体の活動内容や役割等の情報発信を支援し、団体活動の周知を図ります。

②当事者団体や支援団体への活動支援

- 障害のある人の当事者団体や支援団体の活動を活性化するため、各団体のニーズをヒアリングしながら、引き続き関係団体の運営を支援します。
- 御殿場市障害者自立支援協議会等で、引き続き障害のある人の当事者団体との情報交換に努め、地域課題を共有するとともにピアサポート交流会を立ち上げる等、当事者団体の声を拾う機会をさらに充実させていきます。

基本目標Ⅱ　健康の維持・増進

（１）障害の原因となる疾病の予防と早期支援の充実

【現状と課題】

障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。

乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見および未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

また、ライフステージに応じて、生活習慣病予防等を行うことにより、障害に対する早期の対応をはじめ、障害の原因となる疾病の予防に取り組むことが必要です。

さらに、障害特性によって健診受診や相談利用にハードルがあり、必要な情報や支援へつながりにくい状況もあることから、保健・医療・福祉が連携し、障害特性に応じた予防・早期支援体制を強化する必要があります。

【施策の方向】

障害の原因となる疾病等の予防を図るため、母子保健法・健康増進法等を踏まえ、妊娠期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた保健事業を推進するとともに、健康診査の積極的な受診や主体的な健康管理を促進します。

事業の実施にあたっては、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期支援を推進します。

また、保健・医療・福祉・教育機関等の連携を強化し、障害特性やライフステージに応じた切れ目のない、包括的な支援体制を整備します。

【取組内容】

①障害の原因となる疾病の予防対策の推進

- 妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を普及するために、妊産婦や子育て世代を対象とした教室や保健相談を開催し、対象者のニーズに合わせて、その方法や内容を随時検討していきます。
- 乳幼児・妊産婦に対し、母子健康手帳交付時や健診・健康相談の機会を活用して、たばこが体に及ぼす影響について正しい知識を普及します。また、関係機関等と連携し、市民全体の喫煙率を下げる施策を引き続き実施していきます。
- 乳幼児健康診査や健康相談の充実を図り、子どもの発育発達を支援するとともに、保護者の話を傾聴し、保護者に寄り添いながら子育てに関する不安や悩みを軽減し、子どもの成長・発達を促せるよう努めます。

- 予防事業としての健康相談や健康教育、訪問指導、特定保健指導の取組について、より幅広く市民に健康への関心を持ってもらい、自分事として意識してもらえるよう、効果的な方法を検討します。
- 地域における自発的な介護予防に資する活動を支援するため、地域における介護予防のリーダーを養成する「介護予防リーダー講座」を実施しています。この講座を受講した「介護予防リーダー」が自宅から歩ける範囲で気軽に介護予防を実施できるよう、市内各地区に介護予防の自主グループとして「元気になろう会」を立ち上げています。各地区に対し、「元気になろう会」や養成講座を周知し、市内全域で実施ができるよう、さらに広報・啓発および担い手の育成を図っていきます。

②早期発見・早期対応の充実

- 乳幼児期の各発達段階における疾病や障害等の早期発見、発育・発達の促進を図るため各種健康診査や相談を実施します。また乳幼児健診の受診率の向上を目指すとともに、未受診者の状況等の把握に努めます。
- 令和６年度に設置された「子育てサポートセンターごてんば」と子育て支援課との連携を強化することで、妊娠期から乳幼児期の子育て期まで切れ目のない支援を継続して実施していきます。
- 保健センターや発達相談センター、関係機関が連携して、障害等の早期発見、早期支援を行い、必要な医療や適切な支援に繋げるとともに、その後も途切れることのない支援に努めます。
- がん検診について、より多くの人が受診できるよう、実施方法の見直し等の改善を図っていきます。また、特定健診、特定保健指導、その他の事業についても、受診率の向上に向けて、効果的な内容や方法について検討を行います。さらに、精密検査が必要になった人のフォローを徹底していきます。
- 医療的ケア児やその家族の支援体制の整備に努めます。
- 乳幼児健診や保育・教育現場との連携を強化し、発達障害の早期発見・早期支援を推進します。

（２）保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、必要な医療や保健サービスを継続して利用できる体制が必要ですが、専門的支援の不足や受診環境に課題があります。

アンケート調査では、通院時に介助や介護を必要とする人が多く、移動支援や付き添い支援の必要性が見られます。身体障害のある人では継続的な医療管理、知的障害のある人では受診時支援や服薬管理、精神障害のある人では継続受診や地域生活を支える支援体制が重要です。また、専門医療機関の不足や医療・福祉連携の課題により、必要な医療へアクセスしづらい状況も見られます。

住み慣れた地域で安心して暮らすために、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

【施策の方向】

障害のある人が、リハビリテーションや治療を身近な地域で受けられるよう、保健・医療サービスの充実を図るとともに、精神障害の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、心の健康づくりに関する健康教育の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な障害のある人、高齢で障害のある人等が地域で暮らし続けられるよう、保健・医療サービスと福祉サービスとが連携した医療体制を整備していきます。

さらに、医療的ケアを必要とする人や家族への支援充実を図り、地域で安心して暮らせる体制整備を進めます。

【取組内容】

①医療、保健、福祉関係施設等でのリハビリテーション体制の充実

- 障害のある子どもや重度心身障害児（者）が受けられるリハビリテーション施設は不足しています。地域の医療機関等に対し、引き続き協力を働きかけていきます。
- 在宅で生活する障害のある人が、近隣で機能訓練や生活介護等を受け、地域で安心して生活をすることができるよう、社会福祉法人等関係機関に働きかけていきます。

②障害のある人に対する医療の充実

- 自立支援医療、重度障害者（児）医療費助成、精神障害者医療費助成等の助成制度について、今後も周知していきます。
- 保健、医療、福祉分野の関係機関における連携を図り、地域のニーズに応えられる医療体制の確立に取り組んでいきます。
- 医療機関、相談支援事業所等と連携し、障害のある人が必要な医療を継続的に受けられるよう今後も体制を整備していきます。

- インフルエンザ等の定期予防接種において、障害の程度に応じた公費助成制度について周知していきます。
- 医療的ケア児等コーディネーターや関係機関との連携を図り、ライフステージに応じた相談支援やサービス利用を推進します。
- 医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児とその家族への切れ目のない支援体制を整備します。

③精神保健・医療の適切な提供

- 「心のサポーター」を養成し、心の健康や精神障害に関する相談対応の充実を図るとともに、心の健康づくりを推進します。
- 定期的なピアサポート交流会の開催により交流の機会を設けるとともに、より多くの人が参加できるよう周知を図ります。
- 精神障害のある人が地域で生活する上での不安や健康・医療に関する悩み等に対し、医療機関や静岡県御殿場健康福祉センター・御殿場保健所（精神保健福祉総合相談）との連携を図りながら、相談窓口の周知、相談支援の充実に努めます。
- 精神障害者医療費助成（精神科長期入院に対する助成）のうち、自己負担分の２分の１を助成します。

④難病患者に対する支援の充実

- 難病および小児慢性特定疾病の医療費助成の対象が拡大されたことを踏まえ、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。
- 難病患者の生活支援のため、必要な障害福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付等を行います。
- 難病医療費助成（県事業）の周知を図ります。

⑤感染症対策

- 感染症発生時においても必要な障害福祉サービスを継続できるよう、事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用の支援に努めます。
- 保健所や医療機関、障害福祉サービス事業所との連携を強化し、感染症発生時の支援体制を充実します。

基本目標Ⅲ　教育・療育の充実

（１）身近な地域での療育の充実

【現状と課題】

子どもの障害には、発達障害、知的障害、肢体不自由、重度心身障害等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

しかしながら、地域内で利用できる資源や専門職に差があり、必要な支援へつながりにくい状況があります。知的障害や発達障害のある子どもでは早期療育や継続支援のニーズが高い一方、療育医療機関や支援機関不足が課題となっています。身体障害のある子どもでは医療やリハビリとの連携、精神障害や発達特性のある子どもでは関係機関との連携や継続的な相談支援が求められています。また、保護者の負担感や将来への不安も大きく、子どもだけでなく家族全体を支える視点が必要です。

障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要です。

【施策の方向】

発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、地域における相談・療育の充実を図り、関係機関が連携した切れ目のない療育体制の構築を目指します。

また、地域で必要な療育を受けられる体制を整備するため、専門職の確保・育成に努めます。

【取組内容】

①保育施設等での個々の発達に応じた支援の充実

- 個別の支援が必要な子どもに対して、市内すべての保育園、こども園、幼稚園（以下、「園」）で発達過程に応じた保育を受けられるよう、臨床心理士の巡回訪問を引き続き実施するとともに、継続的・個別的なフォローが十分に行き届かないケースへの対応強化に努めます。
- 公立の保育園やこども園では、保育士の発達支援の知識の向上のため、特別支援部会を年３回実施していきます。さらに、特別な支援の必要性の有無にかかわらず分け隔てなく受け入れ、子どもにとっての最善の環境を提供するインクルーシブ教育・保育を引き続き推進していきます。
- 臨床心理士による定期の訪問に加え、園から要請があった場合は随時訪問を行い、子どもの状態に応じて、継続的な支援につなげていきます。
- 市内すべての園、発達支援に携わる部署や関係機関の職員を対象に、「合同特別支援研修会」を開催しています。今後も継続して研修を行い、支援の充実を図るとともに、座学中心の研修だけでなく、実践的・ケーススタディ型のプログラムの充実を図ります。

②療育支援体制の充実

- 発達が気になる乳幼児を早期に発見し、支援を行うため、保健、福祉、教育、医療等の各関係部門・機関が緊密に連携し、個々の発達の状態に応じたきめ細やかな支援体制の整備を行います。
- 「児童発達支援事業」「放課後等デイサービス」の利用者は年々増加していることから、サービス提供事業所等との連携を深め、引き続き適切なサービスを提供します。
- 「そだちの教室」を設置し、児童が抱える課題を早期に発見し、集団生活や学習面等において、一人ひとりの状態に応じた指導や支援を行います。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、専門職の育成・確保に努めます。

（２）学校教育の充実

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

身体障害のある子どもでは施設環境や移動面への配慮、知的障害のある子どもでは個別支援や意思疎通支援、精神障害や発達障害のある子どもでは不登校や心理的負担への対応が求められています。

障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていくことが必要です。

また、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

【施策の方向】

障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童生徒一人ひとりの発達程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

また、インクルーシブ教育を推進し、障害のある子ども一人ひとりに応じた学びを保障する個別最適な支援体制の整備を図ります。

【取組内容】

①障害のある児童生徒の教育環境の充実

- 小・中学校における支援が必要な児童生徒の増加に対し、補助者の増員等、支援体制の充実・見直しを行っていきます。同時に、県に対して、教職員の配置増を働きかけていきます。
- 障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重しあいながら学んでいくことができるよう、インクルーシブ教育の考え方を取り入れていきます。
- 特別支援学級の在籍児童生徒数は年々増加していることから、設備・備品等の環境整備を引き続き実施していきます。
- 小学校の発達通級指導教室（ひまわり教室）から中学校の発達通級指導教室（なのはな教室）への継続支援ができる環境のもと、さらなる内容の充実、促進を図っていきます。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、就学前からの支援の流れを引き継ぎ、早期からの相談支援体制を築きます。また、関係機関との連携を深め、就学に関する十分な情報提供・情報交換を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら、相談を実施していきます。
- 教職員の専門性向上や合理的配慮に関する研修を充実し、障害特性に応じた支援体制の充実に努めます。

②特別支援教育体制の充実

- 一人ひとりの児童生徒の能力に応じて、個別の教育支援計画、指導計画を立て、それぞれに応じた支援を充実させていきます。
- 市内の小中学校特別支援の担当者だけではなく、幼稚園、保育園、こども園も含めた多くの先生に参加していただけるように研修会を開催していきます。
- 特別支援教育専門家チーム委員が、対象児童生徒の学校での様子を観察した上で、支援内容を協議していきます。
- 特別支援学校や関係機関との連携を図りながら、保護者へ特別支援学校の情報提供を行っていきます。

③切れ目ない支援体制の充実

- 特別な支援が必要な子どもが就学前から学齢期・社会参加まで切れ目なく一貫した支援を受けられるような情報共有体制の整備を図ります。
- 進学・就労を見据えた移行支援や保護者支援の充実を図ります。

基本目標Ⅳ　相談体制・障害福祉サービスの充実

（１）相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らすためには、身近に相談でき、必要な情報や支援へ適切につながり、障害特性やライフステージに応じたサービスを利用できる体制が整っていることが何より重要です。

アンケート調査では、困った時の主な相談先として、多くの人が身近な「家族・親族」「友人・知人・隣人」を頼りにしている状況がうかがえます。一方で、現在の相談体制については、「十分」4.5%、「ほぼ十分」50.3%である一方、「やや不十分」17.9%、「まったく不十分」7.8%と、約4人に1人（25.7%）が不十分と感じています。

個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知や、支援につなげる連携体制を強化し、包括的・重層的な相談体制を充実していくことが必要です。

また、今後望む相談体制としては、「どんな時にどこへ相談したらよいかわかるようにしてほしい」「情報提供だけでなく、問題解決に至るような対応をしてほしい」「１か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」といった要望が前回調査同様、上位に挙げられています。

相談窓口の分かりやすさやワンストップ化、相談後の継続的な支援を求める声が多く、障害特性やライフステージに応じた包括的な相談支援体制の充実が求められています。

【施策の方向】

障害の程度や特性、生活の状況やライフステージに応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援体制を充実します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障害のある人を中心とした相談や情報提供等の支援を推進し、必要な情報を容易に取得でき、適切な支援につながるような環境づくりを進めます。

【取組内容】

①障害のある人の包括的・重層的な相談支援体制の充実

- 各福祉施設、相談支援専門員等と連携し、個別会議を開く等の支援体制を強化していきます。
- 相談支援専門員としてのスキルアップに向けた取組を継続して行い、相談支援専門員の育成に努めます。

- 発達支援システムでは「つながりの中で誰もが自分を大切にし、いきいきと暮らすための支援をめざして」を基本理念としています。その実現を目指し、乳幼児期、学齢期、青年・成人期と、それまでの支援情報を活かしながら継続した支援を行っていきます。
- 御殿場市障害児者自立支援協議会の相談部会等で関係機関の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- 相談支援体制を充実させるため、県や関係機関と協力し研修会を実施していきます。
- 身体障害・知的障害・精神障害の各障害を専門とする相談支援事業所と委託契約を結び、地域の身近な相談窓口として今後も障害のある人やその家族に寄り添った支援を行います。
- 身体障害・知的障害・精神障害に加え、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害等に対する相談支援体制として、発達相談センターをさらに周知し、関係機関との連携を図っていきます。
- 相談窓口間の情報共有や支援の引継ぎを円滑にし、相談先が変わっても途切れることのない切れ目のない支援を推進します。
- 自ら相談することが難しい人や地域で孤立している人を、地域や関係機関との連携による見守りや伴走型支援により、住み慣れた地域で生活することを支援します。

②各種制度の周知および利用促進

- 障害者手帳交付時に各種制度が掲載されたしおりを配布し、利用できる制度や福祉サービスについての説明を引き続き行います。また、しおりの情報更新を毎年実施し、最新情報をわかりやすく提供するよう努めます。
- 民生委員・児童委員に対し、各種研修会等で福祉制度についての説明を行い、連携の強化を図ります。
- 相談支援事業所等の関係機関と連携し、引き続き障害のある人が必要としている情報提供を行い、適切なサービス等を利用できるよう取り組んでいきます。
- 広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、相談窓口や利用できる支援について分かりやすく継続的に情報発信します。

③各種情報提供体制の充実

- インターネットを利用する人が増えていることから、ホームページやSNSの内容の充実と検討を図り、福祉施策や各種制度の周知を図るとともに、アクセシビリティの向上に向けて取り組みます。
- 行政窓口等において、的確な対応ができるよう手話通訳者や社会福祉士等の専門職を引き続き配置し、各種情報提供を行います。

（２）虐待防止・権利擁護体制の充実

【現状と課題】

「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」「成年後見制度利用促進法」等、様々な法律が整備され、障害のある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。

アンケート調査結果からみると、「成年後見制度」の認知度は身体障害のある人で約５割、知的障害のある人、精神障害のある人では約４割となっており、前回調査と大きな変化はありません。また、利用しない理由として、「夫または妻、子ども、親、兄弟、孫等の親族にまかせることができる」の割合が最も高くなっていることも前回調査と同様の結果となっています。現状では任せられる近親者がいるため問題がないことが伺われますが、必要に迫られる状況を見据え、引き続き、成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用促進を図ることが重要です。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害のある人への権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に推進することが必要です。

【施策の方向】

障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行い、障害者虐待の防止および養護者に対する支援を行います。

また、障害により判断能力が不十分な人に対しては、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を推進します。

障害者虐待や権利侵害が表面化しにくいことから、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図り、早期発見・早期対応体制の強化に努めます。

【取組内容】

①虐待防止施策の推進

- 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待対応を障害者虐待防止センターで速やかに対応していきます。
- 緊急性が高く養護者との分離が必要な場合に、障害のある人を一時保護するための体制の充実を推進します。
- 障害者虐待に関する正しい理解を広めるため、引き続き啓発活動や広報を行います。

②権利擁護施策の推進

- 障害のある人に対する虐待等の人権侵害や、相続時の財産侵害等の相談ができるよう、関係機関と連携して、引き続き体制を強化します。
- 成年後見支援センターを核として、成年後見制度の利用支援を社会福祉協議会や関係機関と連携して引き続き実施します。

- 障害のある人の人権や財産、権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する、日常生活自立支援事業を引き続き推進します。

（3）在宅サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査結果からみると、身体障害のある人では介助や通院支援、知的障害のある人では日常生活支援や見守り、精神障害のある人では継続支援や孤立防止が必要です。

また、現在、生活しているところについては、「自宅で生活している」の割合が９割弱、これからの生活については、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が６割以上となっており、在宅での生活を希望する人が多くなっています。

地域での生活を支える在宅サービスの重要性は高まっていることが伺えますが、支援する人材の不足等により、必要な支援が受けにくい状況になることが考えられます。また、高齢化や重度化に伴い、家族介護負担も増加していることもあり、本人・家族双方を支える支援体制の充実が課題となっています。

【施策の方向】

在宅の障害のある人のニーズに応じて、日常生活または、社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護等の支援を行うとともに、就労継続支援や生活介護等の日中活動の場の確保により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。また、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

さらに、人材確保や支援者育成に努め、安定的なサービス提供体制の構築を目指すとともに、家族支援やレスパイト支援を充実し、介護の負担軽減を図ることで、地域で暮らし続けられる環境整備を進めます。

【取組内容】

①居宅介護サービス等の充実

- 県が主催する、たんの吸引、同行援護、行動援護等の各種研修会への参加を働きかけ、人材の質の向上とサービスの提供体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービスの他にも、「在宅生活安心システム」や「声かけごみ収集」等を引き続き実施します。
- 相談支援事業所と連携し、障害のある人のニーズに沿ったサービスの提供を行います。
- ホームヘルパーの不足が地域課題となっていることから、民間事業者と連携して、ホームヘルパーの人材育成等を推進するとともに、不足解消のため関係機関とより一層の連携を図ります。

- 家族の負担軽減を図るため、レスパイト支援や訪問看護等在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。

②日中活動系サービスの充実

- 障害福祉計画に基づき、不足している日中活動系サービスの充実を図るとともに、必要に応じて施設整備の支援を行い、事業所の誘致・設置を求める発信を図ります。
- 相談支援事業所と連携し、障害のある人のニーズに沿った適切なサービスの提供を行います。
- 日中活動系サービス事業所のニーズに沿った研修会を開催し、福祉人材の育成および職員の専門性の向上に努めます。
- 本人の希望や状況に応じ、就労や日中活動、地域活動等への参加を促進し、家庭以外にも居場所や人とのつながりを持てる環境づくりを進めます。

（4）移動とコミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。

本市の特性としては車社会であり、市内の移動には自動車が欠かせないため、障害の特性等によって自ら運転することが難しい人にとっては、通院、買い物、通所、余暇活動等の移動手段が生活のしやすさに直結します。

アンケート調査結果からみると、通院や買い物時の外出支援ニーズが高く、移動支援の必要性がうかがわれます。身体障害のある人では移動環境、知的障害のある人では分かりやすい情報提供、精神障害のある人では対人不安への配慮が必要です。

障害のある人が安全でかつ快適に円滑な移動ができるよう、引き続き、移動支援の充実を図る必要があります。

また、意思疎通が困難な方のため、手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣等、コミュニケーションの円滑化を図っていますが、引き続き、視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人ひとりの状況や必要性に応じた、コミュニケーション支援の充実を図っていくとともに、人材の確保・育成にも努めます。

【施策の方向】

障害のある人が、地域で自立し社会に参加するため、必要となる移動に係る各種サービスの周知を図り、提供を推進し、移動支援サービスや公共交通との連携を進め、通院や買い物、社会参加を支える移動環境を整備するとともに、自ら移動できる範囲を拡大できるように支援します。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図るとともに、手話通訳者や要約筆記通訳者等の確保・育成に努めます。

【取組内容】

①移動に関する支援の充実

- 障害のある人の余暇活動等への参加のために、移動支援事業の周知と利用の促進を行います。
- 社会福祉協議会と協力して、福祉車両の貸出しや運転ボランティアの充実と担い手の確保を図ります。
- 移動制約者に対する福祉有償運送事業を推進します。
- 重度の障害のある人に対する、タクシー運賃の助成を引き続き行い、移動支援の充実を図ります。
- 障害者運転免許証取得費用助成や身体障害者自動車改造費助成事業を通じて、住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援します。

②手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業の充実

- 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業を引き続き推進します。
- 講演会、イベント等への手話通訳者・要約筆記通訳者派遣を引き続き実施します。
- 手話奉仕員を養成するため、養成講座の周知を図り、継続的な活動を支援します。
- 手話通訳者・要約筆記通訳者に対し、研修会への参加や健康対策等を支援します。
- 手話通訳者・要約筆記通訳者の養成に努めます。

③朗読サービス事業の継続

- 朗読ボランティア団体による市の広報や選挙に関する情報等の情報活動を支援していきます。
- 朗読ボランティア団体が行う事業の周知を行い、引き続き支援します。
- 朗読ボランティアの人材育成を図るため、社会福祉協議会とボランティア団体が行う講習会の開催を支援するとともに、社会福祉協議会と連携して事業周知を行います。

④情報通信における情報アクセシビリティの向上

- 市の公式ホームページは、文字の拡大、文字色・背景色の切り替え、読み上げ機能の設定等のバリアフリー対応の一層の充実を図ります。
- 庁内関係各課と連携して、緊急情報・市政情報をSNSで配信し、適時適切な情報提供に努めます。
- 市役所に導入した字幕表示システム等ICT機器の更なる利活用を進め、利便性向上に努めます。

基本目標Ⅴ　就労支援と生活の安定

（１）雇用・就労施策の推進

【現状と課題】

障害のある人が地域で自分らしく暮らし続けるためには、働く機会の確保と安定した生活基盤の整備が重要です。

アンケート調査結果からみると、多くの人が自宅で生活している一方、家族による支援に依存する状況も見られ、高齢化や「親なき後」への不安が課題となっています。

障害特性によって必要な支援は異なり、身体障害のある人では通勤や職場環境への配慮、知的障害のある人では継続的な就労支援や生活支援、精神障害のある人では体調変動に応じた柔軟な支援や定着支援が必要です。

また、障害者雇用促進法の制定等の影響もあり、障害のある人の就労機会は広がりつつありますが、それでも就労機会が十分にあるとは言えず、住まいの選択肢が不足している等、自立した生活が難しい状況も見られます。

障害者雇用普及のチラシを企業へ配布する等、事業所に対して普及啓発を行っています。障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、職場（事業者）における合理的配慮等、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

また、企業と就労する障害のある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

さらに、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要です。

【施策の方向】

障害のある人で働く意欲のある人には、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労に向けた支援や企業の理解促進、就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進し、将来にわたり安心して暮らせる、多様な働き方を支える環境づくりを進めます。

【取組内容】

①障害者雇用の促進

- 企業における障害者の法定雇用率が令和８年度から引き上げられたことから、今後一般企業での就職の機会の拡大が見込まれるため、実施方法や周知方法について見直し、障害のある人に対する就労支援サービスの充実を図ります。

- 障害者雇用促進法（法定雇用率）の対象とならない中小企業での障害者雇用を促進するため、今後も「御殿場市障害者雇用促進援助金支給事業」を実施するとともに、事業の周知を図ります。
- 事業所に対し障害者雇用の促進を図るとともに、障害者雇用に対する理解を深めるように努めます。
- 企業への障害理解や合理的配慮に関する普及啓発を進め、多様な人材が能力を発揮できる職場環境づくりの充実を図ります。
- 障害のある人が希望や能力に応じて働き続けられるよう、多様な就労機会の確保と就労支援体制の充実に努めます。

②一般就労への移行と定着の支援

- 公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等と連携して、実施方法や周知方法について見直し、障害のある人の就業を支援します。
- 就職した障害のある人が、就労定着支援を受けることができるよう、各種関係機関と連携をより一層強化します。

③就労継続支援事業等福祉的就労の支援

- 市役所等で、就労支援事業所で作られた製品を販売する機会を提供するとともに、より多くの事業所に参加してもらえるよう周知を図ります。
- 一般企業等での就労が困難な障害のある人に対し、働く場を提供するとともに、知識および能力向上のために、就労支援事業所により必要な訓練を行うとともに、就労選択支援を活用しながら、就労の支援を行います。
- 障害者優先調達推進法の規定による、「御殿場市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品の購入や役務の提供について、積極的に推進し、情報提供や情報発信を行います。

（２）居住場所の確保

【現状と課題】

障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域の実情に応じた居住支援が求められています。

アンケート調査結果からみると身体障害のある人ではバリアフリー環境、知的障害のある人では見守りや生活支援、精神障害のある人では地域定着支援や孤立防止が必要です。

また、自宅生活者が多い一方で家族支援への依存も大きく、保護者の高齢化や「親なき後」への不安から、将来の住まい確保が大きな課題となっています。

住まいに関して、障害のある人の希望を取り入れながら、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。

【施策の方向】

障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、グループホームや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、バリアフリーに対応した住まいの普及・改善に努めます。

また、「親なき後」を見据えた早期相談や将来設計支援を進め、本人と家族が安心できる居住支援体制の構築を推進します。

【取組内容】

①既存の住宅への改造費の助成

- 既存住宅を改修するための費用の一部を助成し、障害のある人が生活しやすい居住環境の整備を引き続き進めます。

②市営住宅の提供体制の維持

- 今後も継続してバリアフリー化した市営住宅を提供し、障害のある人が生活できる住宅の確保に努めます。
- 関係部署、施設管理者との調整や働きかけを行い、入居者募集を行います。
- 障害者手帳を持っている人の単身での入居を引き続き行い、障害のある人の自立を支援します。

③グループホーム等の充実

- 障害のある人や、その家族を支援するための短期入所事業を福祉施設と連携して充実を図ります。
- グループホームの体験利用等を通じて、本人が地域や福祉サービスとのつながりを持ち、将来の地域における生活を見据えた準備ができるよう支援します。

- グループホーム等の支援員を対象とした研修や情報共有の機会を充実し、障害特性や高齢化等に対応できる専門性の向上を図ります。
- 相談支援事業所等との連携を強化し、支援員が専門的な助言を受けながら、利用者一人ひとりに応じた支援を行える体制づくりを進めます。
- 障害のある人が生活しやすい環境のグループホームの整備について推進するとともに、グループホームの評価を行い、必要に応じて指導等を行います。
- 施設整備が必要な事業所に対しては、障害福祉計画に基づき、補助金の交付等による支援に努めます。

基本目標Ⅵ　快適で安心できるまちづくり

（１）災害対策の充実

【現状と課題】

災害対策基本法が改正され、市区町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）および個別避難計画の作成が義務付けられました。

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、災害時を含めた安全確保と、誰もが移動しやすく利用しやすい生活環境の整備が重要です。

アンケート調査結果からみると、緊急時の避難や連絡、外出、移動に支援を必要とする人が一定数存在しており、障害特性に応じた安全対策や地域支援体制の必要性が示されています。具体的には、身体障害のある人では移動環境や避難支援、知的障害のある人では分かりやすい情報提供や見守り、精神障害のある人では避難時の心理的不安への配慮や地域とのつながりづくりが求められています。

高齢化の進展に伴い、障害と加齢が重なることで生活上の課題も複雑化していることから、災害発生時の対応の充実および避難時の懸念緩和に向けた取組が必要です。また、障害のある人が地域の避難訓練に参加できるよう関係機関が連携し、避難訓練等を通し、日頃から要配慮者・要支援者への対応を盛り込んでいくことが必要です。

今後は、ハード・ソフト両面から地域環境を整備し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

【施策の方向】

障害のある人が地域で安全、安心に生活できるよう、防災訓練への参加促進や、自主防災組織の拡充、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制の整備等防災対策を充実します。

障害特性に応じた情報伝達手段や福祉避難所機能を充実するとともに、地域住民、関係機関、福祉事業所等と連携した訓練を推進します。

また、障害の特性に配慮した支援体制を整備し、平時からの備えを強化します。

【取組内容】

①防災訓練への参加促進

- 障害のある人や高齢者を考慮した防災訓練を実施します。
- 要配慮者・要支援者が積極的に訓練に参加できるよう、支援していきます。
- モデルケースとして協力していただける施設との連携を図り、福祉避難所となる社会福祉施設での訓練を、関係者と協力して実施します。

- 要支援者に対応した防災訓練の実施や、障害のある人が地域防災訓練に参加できるよう、関係機関と連携します。
- 障害のある人の災害時の避難誘導やコミュニケーション手段の確保について、市民に対する啓発と避難所の準備を進めます。

②要配慮者・要支援者への支援体制の整備

- 災害時、緊急時に要支援者の避難や安否確認が迅速、確実に行えるよう、避難行動要支援者名簿の整備等に努めます。また、災害時における名簿の必要性・重要性について周知を図ります。
- 同報無線による広報や、緊急情報サービス（Ｆネット）等を利用して、緊急時の情報（公共交通機関・電気・ガス・水道・災害情報等）の提供を推進するとともに、市のLINE等新たな情報ツールの活用についても進めていきます。
- 災害時に、地域の避難所では安心して避難生活を送ることが難しい要配慮者・要支援者がいることも想定されるため、施設設備や物資、機材、人材等に関して、福祉避難所の体制を整備していきます。
- 要配慮者・要支援者のニーズを把握し、防災用資器材の整備・備蓄に努めます。

③避難行動要支援者にも配慮した計画・マニュアルの作成

- 避難行動要支援者の個別支援計画を地域と連携して作成するとともに、避難行動要支援者支援システムを活用し、平時においては自主防災会等の業務の簡略化を図り、災害時においては共助による避難支援の迅速化を目指します。
- 福祉避難所運営マニュアルについて、今後も必要に応じて見直しを行います。
- 避難所となっている公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、関係部署、施設管理者との調整や働きかけを行います。

（２）安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

近年、悪質事業者の手口は巧妙化しており、消費者被害防止に向けた情報提供、消費者教育を推進していくことが必要です。障害のある人は、被害にあっていると気づかない場合や、気づいても周囲に相談しない場合も多いため、家族はもとより地域や福祉関係者、行政機関等が協力して見守り、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ることが必要です。

また、障害のある人が、安全・安心して生活できるよう、交通安全教育、啓発の推進を引き続き行っていく必要があります。

【施策の方向】

障害のある人が消費者被害に遭わないよう消費者教育を推進するとともに、地域や関係機関等と協力しながら見守り体制の強化を図ります。また、交通安全の普及啓発を行い、安心して外出・生活できる環境づくりを進めます。

【取組内容】

①消費者被害防止のための消費者教育の推進

- 市広報紙や市ホームページ、市公式LINE、コミュニティFM、回覧板等様々な媒体を利用し、相談の多い消費者被害の事例や消費者被害にあった場合の対処法について周知・啓発を行います。緊急性のある消費者被害防止については、同報無線等を活用し注意喚起を行います。
- 園、学校、地域、職域等ライフステージに即した適切な消費者教育、啓発を行います。

②地域での見守り体制の強化

- 消費者被害防止のための見守りネットワーク「消費者安全確保地域協議会」を開催し、「配慮を要する消費者」の情報を共有し、消費者被害の未然防止に繋げます。
- 御殿場市障害児者自立支援協議会運営会議や障害者相談支援部会において、市消費生活センターへ寄せられる相談の状況や増加している被害事例等の情報を迅速に提供し、周知と注意喚起に努めます。

③交通安全教育、啓発の推進

- 障害のある人が交通事故に遭わないよう、また交通事故を起こさないように、関係機関と連携し交通安全意識の普及・啓発を図ります。

（3）歩行空間・建築物、交通機関のユニバーサルデザインの推進とバリアフリー化

【現状と課題】

平成30年の「ユニバーサル社会実現推進法」施行以降、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活および社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進してきました。

アンケート調査結果からみると、移動や施設利用に不便を感じる場面は依然として存在しており、身体障害のある人では段差や移動環境、知的障害のある人では分かりやすい表示、精神障害のある人では安心して利用できる環境整備が必要とされています。

障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や施設、生活道路や歩道のユニバーサルデザインの推進に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

【施策の方向】

障害のある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくための福祉のまちづくりを推進するため、建物や道路（歩道）、公共交通機関、公共施設等においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、障害のある人にやさしく、誰もが移動しやすい快適な生活環境を整備していきます。

【取組内容】

①ユニバーサルデザインの推進

- 全ての人が利用しやすい道路、歩道、施設の整備を障害のある人の意見を取り入れながら計画的に推進します。
- 建物等のユニバーサルデザイン化は徐々に進んできています。引き続きユニバーサルデザインを推進していきます。
- 障害のある人や高齢者を含む多様な利用者のニーズを踏まえた歩行空間の確保や、関係機関との連携によるバリアフリー化の推進に努めます。

②歩行空間、建築物のバリアフリー化の推進

- 道路、公園、建物等の特定事業については、特定事業計画書に基づき計画的に歩行空間のバリアフリー化を引き続き推進します。また、特定事業の重点整備地区以外においても、施設等の整備の機会にバリアフリー化の基準等に基づく道路整備・改良を推進します。
- 公共施設の建設・改修にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人や高齢者に配慮した設計・施工に努めます。
- 安全に通行できる歩行者環境の整備を推進し、歩道整備、歩行空間確保整備等、今後も歩行者が安全に通行できるよう努めます。

③公共交通機関等のバリアフリー化の推進

- 公共交通機関や、宿泊施設等に対してこれまでも、障害特性等の情報提供を行ってきました。加えて、障害のある人が利用しやすいよう、各宿泊施設のバリアフリー化の状況の情報発信に努めていきます。また、庁内関係各課と情報共有を図り、市内のＪＲ御殿場線各駅のバリアフリー化について引き続き要望活動を続けます。

第５章　計画の推進

１．計画の推進体制

（１）庁内関係各課との連携

庁内関係各課との調整等、事業を円滑に推進するため、障害者施策について全庁的な対応を図るとともに、所管課との連携をさらに強化し、施策を推進します。

（２）関係機関との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開する上で、一般市民や当事者団体、ボランティア団体、地域の民間事業所、民生委員・児童委員、専門機関、社会福祉協議会との協力とともに、それら関係団体等と相互に連携を図っていきます。

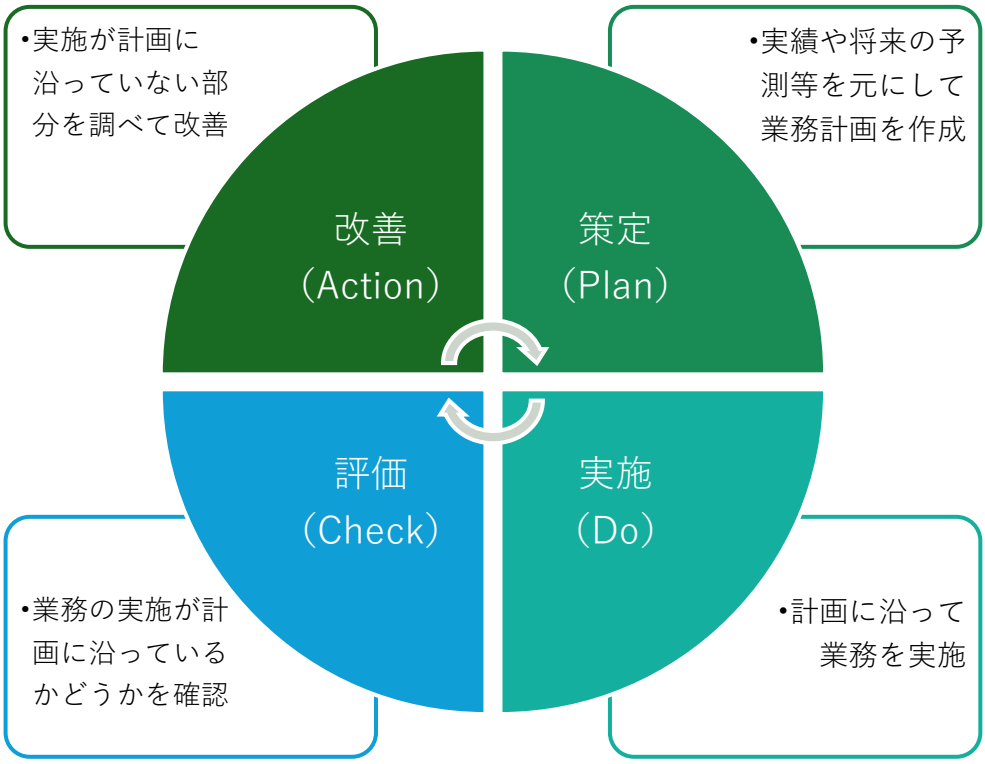
（３）国・県との連携

本計画を推進するためには、国や県との連携が重要となります。今後の制度改正等を踏まえ、国や県と連携して本計画を推進します。

２．計画の進行管理

（１）施策・事業の点検と改善

障害者自立支援協議会をはじめ各種団体・関係機関および庁内関係各課等と連携してＰＤＣＡサイクルに基づき、施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。



（２）計画の評価と見直し

本計画は、本市における今後６年間の障害者福祉施策に関する基本計画であり、最終年度には、障害者関係団体との意見交換や調査等を通じた施策・事業の有効性についての検証・見直し等を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

資料編

１．用語解説

【あ行】

医療的ケア児

日常生活や社会生活を送るため、人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアを恒常的に必要とする子どものこと。本人と家族が地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、切れ目なく支援することが求められる。

インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶ教育の仕組み。合理的配慮や個別の支援を行いながら、多様性を尊重する学びを実現することを目的とし、特別支援教育と通常教育の連続性を確保しつつ、共生社会の形成に寄与する重要な考え方。

ウェルビーイング

「ウェルビーイング（Well-being）」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、一人ひとりが自分らしく、安心して暮らすことができる状態を表す考え方。

ＳＮＳ（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称で、インターネット上で人や団体が情報を発信・共有し、交流できるサービス。行政では情報発信や相談、住民とのコミュニケーション等に活用されますが、個人情報、誤情報、誹謗中傷、利用格差等への配慮が必要。

エンパワメント

社会福祉の援助活動において、利用者やその集団、コミュニティ等が自らの力を自覚して行動できるよう、サポートすること。

【か行】

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの難しい認知症の人や障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁すること。また、判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援することも含む。

高次脳機能障害

病気や事故による脳の損傷により、記憶・注意・判断、物事を計画して実行する力、感情や行動の調整等に支障が生じる障害。外見からは分かりにくい場合があり、本人の特性に応じて、医療、リハビリテーション、生活・就労等の継続的な支援が必要。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

心のサポーター

心のサポーター（ここサポ）とは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える方やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

厚生労働省は令和３年度から、地域におけるメンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進め、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的とした心のサポーター養成事業を実施している。

【さ行】

自閉症スペクトラム障害（ＡＳＤ）

社会性やコミュニケーションに困難を抱える障害。以前は自閉症、アスペルガー症候群等と別々の障害とされていたものを、一つの連続した症状としてまとめた新たな分類方法。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

手話通訳者・手話奉仕員

聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供等を定めた法律。行政機関等に加え、2024年4月からは事業者にも合理的配慮の提供が義務化。

障害者週間

毎年12月３日から12月９日までの１週間のこと。平成16年６月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月９日）に代わるものとして設定された。

障害者総合支援法

誰もが住み慣れた地域での生活を実現するために、障害がある人に対して総合的な支援を行う法律。障害者自立支援法を改正・改称し、基本理念やサービス対象者の拡大等を盛り込んだ新たな法律として、平成25年４月１日に施行された。

障害者マーク

障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すためのシンボルマーク。

小地域福祉ネットワーク

支援を必要とする一人暮らしの障害のある人や高齢者を対象として、近隣住民や地域ボランティアによる支援チームが見守り支援活動を行うシステム。

生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）の財産管理や身上監護を支援し権利を保護するための制度。家庭裁判所が選任した代理人が本人に代わり契約や財産管理を行う。令和８年公布の改正民法により、後見・保佐・補助の3類型を補助制度へ一本化し、本人に必要な支援内容と期間を個別に定める仕組みへ見直される。

【た行】

地域共生社会

制度や分野ごとの縦割り、支える側・支えられる側という関係を超え、地域住民や多様な主体が世代・属性を問わずつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労、住まい、地域づくり等を一体的に考える。

地域生活支援拠点

障害の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障害のある人の地域生活を支える機能を備えた場所や支援体制。相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくり等を、複数の事業所や関係機関が連携して担う。

特別支援学級

小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。

特別支援学校

平成19年４月より、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障害の種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たす。

特別支援教育

学習障害（ＬＤ）、注意欠如・多動症（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠如・多動症（ＡＤＨＤ）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

ピアサポート

同じような病気、障害、子育て、介護等の経験を持つ人同士が、互いの体験や気持ちを分かち合い、支え合う活動。専門職による支援とは異なる共感や安心感を得やすく、孤立の防止、自己理解、生活上の工夫に役立つ。支援を受ける側と支える側が固定されないことも特徴。

ＢＣＰ（ビーシーピー）

Business Continuity Plan（業務継続計画）の略称。災害、感染症、事故等の緊急事態が発生した際にも、重要な業務やサービスをできる限り継続し、早期に復旧するための計画。想定されるリスク、優先業務、職員体制、連絡方法、代替手段、備蓄、訓練等をあらかじめ定める。

避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難することが難しく、特に支援を必要とする人について、市町村が氏名、住所、連絡先、支援を必要とする理由等を記載する名簿のこと。避難支援や安否確認を円滑に行うため、本人の同意を得て、平常時から消防、民生委員、自主防災組織等と情報を共有する。

福祉的就労

民間企業や公共機関、自営や起業等での一般就労に対して、労働市場では職をみつけることが困難な障害のある人のための代替雇用（保護雇用）による就労形態のことを呼ぶ。障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業（Ａ型およびＢ型）等の福祉サービスで就労することをいう。

ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの４原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）です。それぞれの地域において地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援等を行う。また、民生委員は児童委員も兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等も行う。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語等、人々が持つさまざまな特性や違いを認め合い、最初からできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

要支援者

要配慮者のうち、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが難しく、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする人のこと。対象者の範囲は、各市町村が地域防災計画で定める。

要配慮者

災害時の情報把握、避難、避難所での生活等において、特に配慮を必要とする人のこと。高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、外国人等が含まれる。

【ら行】

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

リハビリテーション

障害のある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的等の諸領域に分けられる。障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

レスパイト

障害のある人や高齢者、医療的ケア児等を日常的に支える家族が、一時的に介護やケアから離れて休息を取ること、またはそのための支援。短期入所、日中一時支援、訪問支援等を活用し、家族の心身の負担軽減や生活の維持、本人の多様な経験にもつなげる。

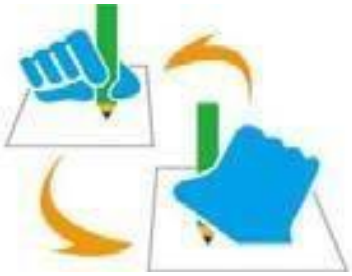
2．障害者マーク一覧

名称・マーク	内容
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 [関係機関　公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会]
視覚障害者のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 [関係機関　社会福祉法人日本盲人福祉委員会]
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 [関係機関　各警察署・交通安全協会]

名称・マーク	内容
聴覚障害者標識 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 [関係機関　各警察署・交通安全協会]
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストラン等の民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。 [関係機関 厚生労働省]
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表す等）について御協力をお願いします。 [関係機関　一般社団法人全日本難聴者･中途失聴者団体連合会]

名称・マーク	内容
ヒアリングループマーク  	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているＴコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。 [関係機関　一般社団法人全日本難聴者･中途失聴者団体連合会]
オストメイトマーク 	オストメイトとは、がん等で人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があることおよびオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であることおよびその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。 [関係機関　公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団]
ハートプラス マーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車等の優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。 [関係機関　特定非営利活動法人ハート・プラスの会]

名称・マーク	内容
障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。 [関係機関　公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター]
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク 	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていること等を聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上等で視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。 [関係機関　社会福祉法人日本視覚障害者団体連合]
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 [関係機関　静岡県障害者政策課]

名称・マーク	内容
手話マーク 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗等、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブス等に提示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。 [関係機関　一般財団法人全日本ろうあ連盟]
筆談マーク 	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、 店舗等、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブス等に提示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。 [関係機関　一般財団法人全日本ろうあ連盟]

３．計画策定の経過

期日	会議の内容
令和７年 １１月７日～ １２月５日	アンケート調査の実施 調査方法：郵送調査・郵送配布 調査対象：市内在住の①身体障害者手帳所持者、②療育手帳所持者、 ③精神保健福祉手帳所持者および①～③の保護者3,218人
令和８年 １月７日～ １月３０日	事業所アンケート調査の実施 調査方法：郵送調査・郵送配布 調査対象：市内の障害福祉サービス提供事業所85事業所
５月１８日	第１回御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会 （１）アンケート調査結果について （２）次期計画の骨子・体系案について （３）今後のスケジュールについて
７月１日	第2回第７次御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会 （１）第３章　計画の基本的な考え方 （２）第４章　施策の展開
８月３日	第１回第７次御殿場市障害者計画推進懇話会 （１）障害者計画の概要について （２）障害者計画策定に係るスケジュールについて （３）現行計画の進捗状況及びアンケート結果について （４）第３章　計画の基本的な考え方について （５）第４章　施策の展開について
９月14日	第３回御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会 （１）第７次御殿場市障害者計画の修正点について （２）第７次御殿場市障害者計画素案について
９月14日から ９月24日	事業所ヒアリングの実施 調査方法：事業所訪問によるヒアリングの実施 調査対象：市内の障害福祉サービス提供事業所５事業所
10月13日	第２回第７次御殿場市障害者計画推進懇話会 （１）第７次御殿場市障害者計画　前回からの修正点について （２）第７次御殿場市障害者計画素案について
11月26日から 12月10日	パブリックコメント

４．御殿場市障害者計画推進懇話会要綱

平成２３年２月２１日
告示第１８号
改正 平成２３年７月１９日告示第１６６号
平成２９年１月１０日告示第９号
令和８年６月２３日告示第２５４号

（趣旨）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づく御殿場市障害者計画（以下「障害者計画」という。）について、専門的意見を聴取するため、御殿場市障害者計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

（一部改正〔平成２９年告示９号〕）

（懇話事項）

第２条　懇話会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

(1)　障害者計画の実施状況に関すること。

(2)　障害者計画に必要な調査に関すること。

(3)　その他障害者計画の推進に必要なこと。

（参加対象者）

第３条　懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者（以下「構成員」という。）１５人以内をもって構成する。

(1)　障害者及び障害者団体に属する者の代表者

(2)　社会福祉施設等に属する者の職員の代表者

(3)　ボランティア団体に属する者の代表者

(4)　事業所の代表者

(5)　公共的団体の代表者

(6)　御殿場市医師会の代表者

(7)　関係行政機関の職員

（構成員）

第４条　構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

２　構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第５条　懇話会に、座長及び副座長１人を置き、構成員の互選により定める。

２　座長は、懇話会の進行を行う。
３　副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。
（懇話会）
第６条　懇話会は、市長が招集する。
２　構成員が、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
３　懇話会は、公開とする。
（一部改正〔平成２３年告示１６６号〕）

（謝金等）
第７条　構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。
２　前条第２項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

（庶務）
第８条　懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この告示は、公示の日から施行する。
（御殿場市障害者計画推進委員会設置要綱の廃止）
２　御殿場市障害者計画推進委員会設置要綱（平成１４年御殿場市告示第８１号）は、廃止する。

附　則（平成２３年７月１９日告示第１６６号）
この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成２９年１月１０日告示第９号）
この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和８年６月２３日告示第２５４号）
この告示は、公示の日から施行する。

５．令和８年度御殿場市障害者計画推進懇話会構成員名簿

（※任期:令和８年８月～令和９年３月３１日）

番号	役職	構成員名	所属団体・組織名	選出区分
1	座長	宮島　克利	（社福）十字の園　御殿場十字の園	(2)
2	副座長	外山　冨士子	御殿場市手をつなぐ育成会	(1)
3	構成員	勝亦　英樹	御殿場市商工会	(4)
4	〃	勝又　功二	御殿場市身体障害者福祉会	(1)
5	〃	杉山　清	御殿場市聴覚障害者の会	(1)
6	〃	井坂　玲子	御殿場小山地区精神保健福祉会　つくし会	(1)
7	〃	渡邉　ひろみ	朗読奉仕グループくろつぐみの会	(3)
8	〃	山内　剛	（社福）富岳会	(2)
9	〃	折笠　竜彦	（社福）飛翔の会　やまいも工房	(2)
10	〃	小宮山　なほみ	御殿場市ボランティア連絡協議会	(3)
11	〃	鎌野　晃	（社福）御殿場市社会福祉協議会	(5)
12	〃	安田　敏男	（社団）御殿場市医師会	(6)
13	〃	鶴見　健一	静岡県御殿場健康福祉センター	(7)
14	〃	坂部　亨	静岡県立御殿場特別支援学校	(7)
15	〃	松田　俊一	沼津公共職業安定所御殿場出張所	(7)

（選出区分）

（１）　障害者及び障害者団体に属する者
（２）　社会福祉施設等に属する者
（３）　ボランティア団体に属する者
（４）　事業所の代表者
（５）　公共的団体の代表者
（６）　御殿場市医師会の代表者
（７）　関係行政機関の職員

６．御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会設置規程

平成２３年２月２１日
訓令甲第１号
改正 平成２６年３月３１日訓令甲第７号
平成２６年６月１２日訓令甲第１４号
平成２９年１月１０日訓令甲第１号
平成２９年３月３１日訓令甲第８号
令和元年６月６日訓令甲第２号

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づく御殿場市障害者計画（以下「障害者計画」という。）を策定するため、御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（一部改正〔平成２９年訓令甲１号〕）

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項を所掌する。

(1)　障害者施策の基本方針に関すること。

(2)　地域に必要な障害福祉の課題に関すること。

(3)　前２号に掲げる事項のほか、障害者計画の策定に必要なこと。

（組織）

第３条　委員会は、社会福祉課長及び別表に掲げる組織に属する職員のうち市長が指名する者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は、社会福祉課長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員長以外の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出て、代理人を出席させることができる。

３　委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この訓令甲は、公表の日から施行する。
（御殿場市障害者計画策定小委員会設置要領及び御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会設置要領の廃止）
２　次に掲げる訓令甲は、廃止する。
(1)　御殿場市障害者計画策定小委員会設置要領（平成１４年御殿場市訓令甲第７号）
(2)　御殿場市障害者計画策定庁内検討委員会設置要領（平成１４年御殿場市訓令甲第８号）

附　則（平成２６年３月３１日訓令甲第７号）
この訓令甲は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月１２日訓令甲第１４号）
この訓令甲は、公表の日から施行する。

附　則（平成２９年１月１０日訓令甲第１号）
この訓令甲は、公表の日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日訓令甲第８号抄）
（施行期日）
１　この訓令甲は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月６日訓令甲第２号）
この訓令甲は、公表の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）
（一部改正〔平成２６年訓令甲７号・１４号・２９年８号・令和元年２号〕）

企画課　くらしの安全課　子育て支援課　保育幼稚園課　長寿福祉課　商工振興課　都市計画課
建築住宅課　危機管理課　学校教育課